

黒川地域行政事務組合議会会議録

令和4年9月30日 第4回定例会

黒川地域行政事務組合

第4回黒川地域行政事務組合（定例会）

令和4年9月30日（金曜日）

出席議員（16名）

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	菊池美穂君	4番	畑山和晴君
5番	渡辺良雄君	6番	石川敏君
7番	佐々木春樹君	8番	遠藤昌一君
9番	大友三男君	10番	金子透君
11番	高橋正俊君	12番	千坂裕春君
13番	門間浩宇君	14番	藤巻博史君
15番	和賀直義君	16番	犬飼克子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による説明のための出席者

理事長	浅野元君
理事	田中学君
理事	若生裕俊君
理事	萩原達雄君
代表監査委員	佐々木修君
助役	鎌田節夫君
総務課長	明石良孝君
財政課長	日野正樹君
会計管理者	石川勉君
財政課参事	碓井豪君
財政課副参事	田中孝幸君
業務課長	佐藤初雄君
業務課参事	

消防本部 消防長	跡 部 信 一 君
消防本部 次長	高 橋 正 君
消防本部 総務課長	山 家 貴 広 君
消防本部 警防課長	石 川 久 志 君
消防本部 指令課長	田 口 学 君
消防本部 予防課長	水 上 孝 夫 君

職務のため議場に参加した職員

総 務 課 係 長	寺 嶋 千 佳 君
総 務 課 主 任	野 口 綾 君

議事日程

令和4年9月30日（金曜日）

午前10時00分 開会

第 1	会議録署名議員の指名……………	4 頁
第 2	会期の決定について……………	4 頁
第 3	諸般の報告……………	5 頁
第 4	一般質問……………	10 頁
第 5	議案第18号……………	12 頁
第 6	議案第19号……………	14 頁
第 7	議案第20号……………	18 頁
第 8	議案第21号……………	20 頁
第 9	認定第 1号……………	27 頁
第10	認定第 2号……………	52 頁
第11	認定第 3号……………	56 頁
第12	認定第 4号……………	58 頁
第13	認定第 5号……………	66 頁
第14	報告第 1号……………	69 頁

午後 3時36分 閉会

本日の会議に付された事件

- 議案第 18号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 19号 令和4年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）
- 議案第 20号 令和4年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 21号 令和4年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算
（第1号）
- 認定第 1号 令和3年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 令和3年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 認定第 3号 令和3年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 認定第 4号 令和3年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定について
- 認定第 5号 令和3年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定
について
- 報告第 1号 令和3年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率の報告に
ついて

午前10時00分 開会

○議長（犬飼克子君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、お知らせいたします。

本日の議会も、新型コロナウイルス感染症予防対策に基づき審議を行います。執行部において出席者を制限しているほか、議場の扉を開放し、60分ごとに10分の休憩を取りながら審議を行いますのでよろしく願いいたします。

会議の前に、今回新たに本会議に出席する執行部職員の紹介を総務課長よりさせます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、4月の異動等によりまして所属が変更になり、今回から説明のため出席となる執行部職員を御紹介申し上げます。

議員の皆様から向かって右側でございます。消防本部警防課長石川久志です。（「石川です。よろしく願いします」の声あり）

同じく予防課長水上孝夫です。（「水上です。よろしく願いします」の声あり）

職員の紹介は以上でございます。

○議長（犬飼克子君） それでは、会議に移ります。

ただいまの出席議員は16人であります。

ただいまから令和4年第4回黒川地域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（犬飼克子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番佐々木春樹君、8番遠藤昌一君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（犬飼克子君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、8月30日に開催されました議会運営協議会における協議結果を受け、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（犬飼克子君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（犬飼克子君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日は、議長及び理事会からそれぞれ報告があります。

初めに、議長として報告を行います。

議会運営協議会会長より、本日机上に配付しております「今後の円滑な議会運営のために」について報告していただきます。議会運営協議会会長佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） 皆さん、おはようございます。

報告書ということで、皆さんのお手元に書類が届いていると思いますけれども、12月の定例会で動議が出されました。そのことについて協議会としていろいろ検討させていただいた結果、下記のとおり判断させていただきました。

当日動議という形で処理されましたけれども、議会会議規則の108条、懲罰動議の要件を満たしていないということで報告したいと思います。また、今後議会運営に関して、会議規則等を遵守して執り行っていきたいというふうに考えております。また、協議会の中では、一般質問の在り方についてもいろいろ話がありましたけれども、広域なので理事長の答弁ということで、なかなか一般質問には沿わないのではないかとというふうな意見もありましたが、これも皆さんの常識というか常識の中です、この場で質問することをなくしてはどうかというふうなこともありまして、別表についておりますけれども、申合せ事項を遵守して今後も執り行っていきたいというふうな判断になりました。

今後とも議会運営に皆さんの御意見をいただきながら、円滑に進めていけるよう努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（犬飼克子君） これで議長からの報告を終わります。

次に、理事会より報告事項がありますので、報告をしていただきます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 皆さん、おはようございます。

それでは、理事会から諸般の報告ということでございますが、配付いたしております資料にございますとおり、令和3年度一般会計予算の繰越明許費及び事故繰越、同じく病院事業会計予算の事

故繰越につきまして、地方自治法施行令に基づき報告するものでございます。詳細につきましては、担当課長より報告させますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上になります。

○議長（犬飼克子君） 財政課長日野正樹君。

○財政課長（日野正樹君） それでは、お手元の諸般の報告で説明させていただきます。

1 ページをお開き願います。

令和3年度一般会計予算について、別紙繰越計算書のとおり繰り越したので、地方自治法施行令の規定により報告するものでございます。

2 ページをお開き願います。

表に記載の事業名、消防庁舎整備事業基本実施設計業務委託については、昨年10月議会において繰越の議決をいただき、令和4年1月に契約を行い、令和4年8月に完了したものでございます。

次に、3 ページをお開き願います。

令和3年度一般会計予算について、別紙繰越計算書のとおり事故繰越したので、地方自治法施行令の規定により報告するものでございます。

4 ページをお開き願います。

4 款衛生費の事故繰越につきましては、環境衛生センターの施設の整備に関するものでございます。

まず、表に記載の事業名、ロータリーキルン減速機修繕については、新型コロナウイルス感染症の影響により交換部品の調達が行えない状況のため事故繰越をし、令和4年8月に完了したものでございます。

また、表に記載の事業名、焼却排気用ファン用インバーターユニット更新工事については、新型コロナウイルス感染症の影響により交換部品の調達が行えない状況のため事故繰越をし、令和4年6月に完了したものでございます。

次に、5 ページをお開き願います。

令和3年度病院事業会計予算について、別紙繰越計算書のとおり事故繰越したので、地方自治法施行令の規定により報告するものでございます。

6 ページをお開き願います。

こちらは、公立黒川病院の施設の整備に関するものでございます。事業名、ボイラー設備修繕工事については、新型コロナウイルス感染症の影響により交換部品の調達が行えない状況のため事故

繰越をし、令和4年4月に完了したものでございます。

以上、諸般の報告の説明とさせていただきます。

○議長（犬飼克子君） これで諸般の報告を終わります。

それでは、理事長より提出議案の説明を含め挨拶を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは、定例会開催に当たりまして御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和4年第4回黒川地域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席をいただき誠にありがとうございます。日頃より、本組合の事務事業運営に対しまして、議員の皆様方の御指導と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

初めに、今年は6月下旬から猛暑となり、関係機関から熱中症への注意喚起がなされるなど、厳しい夏となりました。また、オミクロン株B.A.5の感染拡大により、県内では8月における感染者数が過去最大になるなど、黒川地域においても熱中症及び新型コロナウイルス感染症関連の救急出場が激増した時期となりました。今後も地域住民の安心・安全のため、消防部門におきましては、使命感を持って適切な救急対応に努めてまいります。

次に、現在進めております新消防庁舎整備事業でございますが、8月31日で基本設計業務が完了いたしましたので、本日開催をお願いしております議会全員協議会において、概要を御説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

さて、本日は令和3年度各種会計決算等の提出議案の御審議をお願いいたしますが、提出議案の説明に入ります前に、主な事業状況等について御報告申し上げます。

初めに、衛生部門から御報告申し上げます。

黒川浄斎場につきましては、平成26年4月から火葬業務を民間に委託し、8年が経過したところでございます。

令和3年度の火葬執行は781件と年々増加している状況でございますが、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、適切に業務を執り行ってまいります。

環境衛生センター、し尿処理施設につきましても、平成23年4月より民間委託による施設運営を行っております。

令和3年度のし尿及び浄化槽汚泥の総搬入量は1万4,433キロリットルで、前年度と比較しますと2.8%の減となり、年々減少してきておりますが、今後も施設維持管理基準と水質基準を遵守した施設管理に努め、施設設備方針につきましても引き続き方向性を検討してまいります。

環境管理センター、ごみ処理施設につきましては、平成30年4月からごみ焼却施設の運転管理を民間に委託し、受託者による24時間連続運転による安定したごみの処理と、ダイオキシン類をはじめとする環境基準を遵守した施設管理を行っております。

令和3年4月からは、マテリアルリサイクル推進施設の稼働により、ごみ焼却、粗大ごみ処理、最終処分場も含めた関係施設集中による効率的処理体系で、施設維持管理基準に基づいた施設管理に努めております。

なお、令和3年度のごみの総搬入量は、1万5,990トンで、前年度に比べ9.1%の減となりました。引き続き関係町村と連携し、循環型社会推進計画に基づき、ごみの減量化及びリサイクルの推進に取り組んでまいります。

衛生部門の各施設は、住民生活に直接関係いたしますので、今後とも計画的な維持補修を行い、適切な施設の維持管理を図ってまいります。

続いて、消防部門について御報告申し上げます。

管内におけます本年上半期の災害発生状況でございますが、火災が12件で前年同期に比べ4件の減少となりましたが、うち建物火災が6件と半数を占めておりますので、引き続き関係機関と連携を取り、一層の火災予防の徹底を図ってまいります。

また、救急出場は1,872件で、前年同期に比べ194件の増加となり、過去最大の出場となった令和元年と同程度の件数となりました。また、7月から8月にかけては新型コロナウイルス感染症関連の患者搬送も増加している状況でございます。今後もさらなる救命率向上に努め、地域に密着した消防体制の維持を図ってまいります。

続いて、病院事業について御報告申し上げます。

公立黒川病院の管理運営状況でございますが、去る7月6日に開催いたしました管理運営協議会におきまして、指定管理者より報告を受けております。

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大による影響を受ける中、入院患者数につきましては、1日115人の予定に対し115.6人と予定を上回りましたが、外来患者数は1日260人の予定に対し193.9人となる状況ございました。また、常勤医師につきましては、現在15名による診療体制が執られております。

コロナ禍の中、病院経営に厳しい環境ではありますが、指定管理者においては、黒川地域の地域医療を守るため経営努力を続けているところでございます。

今後も開設者として指定管理者と連携しながら、病院経営に努めてまいります。

続いて、介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会の審査状況につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大時には、審査判定に支障が生じないように、審査方式を対面から書面に切り替えるなどの対応を行い、公平公正かつ適切な判定を行ってまいりましたのでご報告申し上げます。

以上、各部門の事業状況等につきまして御報告を申し上げますが、議員の皆様方の一層の御理解と御指導をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提出しております議案につきまして概要を御説明申し上げます。

初めに、議案第18号の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員に準じ、育児休業を取得しやすい職場環境を整備するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第19号から議案第21号につきましては、令和4年度の各種会計予算の補正をお願いするものでございます。

一般会計につきましては、令和4年3月16日に発生いたしました福島県沖を震源とする地震による被害の災害復旧費用等の追加でございます。

介護認定審査会特別会計及び障害支援区分認定審査会特別会計につきましては、審査会運営経費の追加でございます。

認定第1号から認定第5号につきましては、令和3年度各種会計の歳入歳出決算について、認定をお願いするものであります。

一般会計は歳入総額21億6,176万8,000円で、前年度に比べ14.3%の減、歳出総額は20億6,701万5,000円で、前年度に比べ17%の減となっております。主な減少の要因としましては、マテリアルリサイクル推進施設整備工事が終了したことによるものでございます。

介護認定審査会特別会計は、前年度に比べ歳入が22.4%の減、歳出が18.5%の減となり、障害支援区分認定審査会特別会計は、前年度に比べ歳入が3.8%の減、歳出は前年度に比べ4.8%の減となっております。主な減少の要因としましては、新型コロナウイルス感染症拡大により、両審査会において、全体会議及び研修会を中止したことによる委員報酬の減額によるものでございます。

病院事業会計は、令和3年度から利用料金制へ移行したことに伴い、診療報酬等を指定管理者が直接収入することにより診療報酬交付金の支払いの必要がなくなりましたことから、事業収益は2億149万6,000円となり、前年度に比べ93%の減、事業費用は9億2,319万1,000円となり、前年度に比べ69.1%の減となりました。

訪問看護ステーション事業会計につきましても、利用料金制への移行に伴い、病院事業会計と同

様の理由により事業収益が639万8,000円となり、前年度に比べ88.1%の減、事業費用が1,037万9,000円となり、前年度に比べ80%の減となりました。

以上が各種会計決算であります。

報告第1号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、病院事業並びに訪問看護ステーション事業の各会計に係る資金不足の比率について報告するものであります。

以上が本日提出しております議案の概要でございますが、何とぞ慎重に審議をいただき、御可決賜わりますようお願い申し上げます、挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

日程第4 一般質問

○議長（犬飼克子君） 日程第4、会議規則第60条の規定に基づき一般質問を行います。

発言を許可します。12番千坂裕春君。

○12番（千坂裕春君） 公立黒川病院の経営について。

1、令和4年度の公立黒川病院の診療目標において、一般病棟入院、回復期病棟入院は前年と同数であるが、外来患者数が1日222人で、前年の260人と比べ38人減である。借入金返済に影響はないのか。

2、新型コロナウイルス感染予防のための第4回ワクチン接種において、前回に引き続きネット予約である。一部の自治体を除き、各自治体でネット予約の苦手な方のサポートとして、電話予約の代行をしている。同病院の理念は「黒川地域の医療体制の充実及び住民の受療への安心確保」である。この理念に適合されているのか。

○議長（犬飼克子君） 答弁を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは、ただいまの御質問でございますが、初めに借入金返済の御質問にお答えをします。

日本におきまして、新型コロナウイルス感染症の患者が確認されてから既に3年近くが経過し、いまだに終息の様相が見られない状況にあります。また、新型コロナウイルス感染症は地域医療に対しましても多大な影響を及ぼしており、公立黒川病院におきましても厳しい運営状況に置かれております。このような中、地域を支える中核病院として、感染症拡大防止のために発熱外来の設置、PCR検査の実施、コロナ回復後の入院支援等の対策を行い、地域医療の確保に努めてまいりました。断続的な感染流行により、通常の外来患者の来院数が減少しているのが現在の状況でございます。

すが、黒川地域行政事務組合及び公立黒川病院、さらに地域医療振興協会が連携し、借入金の返済が滞ることのないよう経営努力してまいります。

続いて、ワクチン接種の予約についての御質問にお答えいたします。

公立黒川病院では、医療スタッフをはじめ職員が新型コロナウイルス感染症の対応による業務量が増大する中、通常の医療業務に支障が出ないように努めている状況でありまして、入院、外来患者の皆様に影響が生じないことを優先させていただいておりますことから、ワクチン接種の予約につきましてはインターネットでの予約対応とさせていただいているところでございます。

また、各市町村の協力により、コールセンターからの予約も可能としているところでございます。

今後も公立黒川病院の理念にあります「黒川地域の医療体制の充実及び住民の受療への安心確保」を念頭に、地域医療振興協会と連携し運営してまいります。

以上です。

○議長（犬飼克子君） 再質問、答弁は質問席、答弁席にてお願いいたします。

千坂裕春君。

○12番（千坂裕春君） 1 要旨目、2 要旨目、ひっくるめて質問させていただきます。

今理事長のほうから御回答いただいたように、新型コロナウイルス感染のためにですね、やはり治療、受診を控えている方もいること承知しております。そういった中で、このワクチン接種を一つの契機として選ばれる病院であるためには、やはり十分な予約体制というのは必要かと思えます。公立黒川病院に限らず多くの医療機関で、以前よりスタッフが必要な場面出てきております。そういったものを網羅して働いている医療関係者の方、たくさんいる。

そういった中で、やはりこれから公立黒川病院、家族が受診しているの、引き続き家族の一員も公立黒川病院のワクチン接種を受けようというときにですね、やはり周りの医療機関とサービス体制が違うというのであれば、やはり今後選ばれる病院になりづらいのではないかということの趣旨で質問させていただきましたけれども、再度理事長のほうはどうお考えでしょうか。

○議長（犬飼克子君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） ただいまの御質問でございます。

今確かに、コロナの関係で受診自体がどの病院でも減っている状況でございます。そういった中で受診のサービスをしっかりやって、次につなげるという言い方もちょっと変ですけども、そういった形でのサービスをするということで、公立黒川病院をまた皆さんに認識してもらいたいと思いますか、そういったことは大切なことだというふうに思っております。そのとおりでありますので、

そういったことをしっかりやっていきたいと思っているところでありますし、今やっておりますが、公立黒川病院の今の状況ですと、発熱外来とかそういった形での体制がいっぱいいっぱい、いっぱいいっぱいというわけではないんですけども、大変忙しい状況になってきております。そういったこともございまして、コールセンターという形でのことをやらざるを得ないということが現状にあります。そういったことでもございますので、公立病院でもございますから、我々市町村がコールセンター等々設けまして、その中でお手伝いといいますか、一種の経営形態でございますので、やりながら住民の方々へのサービスをお手伝いするといいますか、そういった形でやっているところでございます。よりよいサービスの提供というのはこれは大事なことだというふうに思っております。今後ともしっかりやっていかなければいけないというふうに思っておりますが、現状のこのコールセンターにつきましては今お話したような状況でございますので、各市町村と一緒に協力をし合いながらよりよいサービス、サービスといいますか、医療の提供ができるように努力してまいりたいというふうに思っております。

御意見、そのとおりだというふうに思っております。今後も公立黒川病院はそういったことをしっかり認識しながら運営をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（犬飼克子君） 以上で、12番千坂裕春君の一般質問を終了します。

日程第5 議案第18号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（犬飼克子君） 日程第5、議案第18号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第18号について御説明いたします。

議案書の1ページ、それから別冊の条例議案新旧対照表の1ページをあわせて御覧願います。

議案第18号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の目的でございますが、職員の妊娠、出産、育児等と仕事を両立できる職場環境の整備が求められております。そのような中で、男性職員の育児参加や女性職員のさらなる活躍を目的とし、非常勤職員を含めた職員が育児休業を取得しやすい環境を整備するための制度改正が国家公務員について行われ、地方公務員につきましても同様の措置を講じるよう、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、条例の改正を行おうとするものでございます。

新旧対照表で御説明いたしますので、1ページを御覧願います。

なお、改正内容につきましては、市町村での改正と同様となっておりますので、概要について御説明させていただきます。

それでは、第2条育児休業することができない職員につきましては、育児休業を取得できる非常勤職員の取得要件のうち、引き続き在籍した期間が1年以上とする要件を廃止するものでございます。あわせて、子の出生の日から57日間以内の非常勤職員に係る育児休業の取得要件を緩和するものでございます。

3ページにまいりまして、第2条の3、育児休業法第2条第1項の条例の定める日。5ページにまいりまして、第2条の4、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合につきましては、子が1歳以降の非常勤職員に係る育児休業の取得の柔軟化を図るものでございます。

6ページにまいりまして、第3条育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情につきましては、育児休業の取得回数制限の緩和に伴いまして、再度育児休業取得に係る規定を整備するものでございます。

一番下段ですけれども、第3条の2、育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間につきましては、改正前の第2条の4の規定を移動したものでございます。

7ページにまいりまして、第7条育児休業をしている職員の期末手当等の支給につきましては、第2項の条文における地方公務員法の引用条項の整備を行うものでございます。

続きまして、第10条育児短時間勤務終了日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別な事情につきましては、様式が変更になったことに伴いまして、文言の整理を行うものでございます。

続きまして、第17条部分休業をすることができない職員につきましては、部分休業が取得できる非常勤職員の取得要件のうち、引き続き在籍した期間が1年以上とする要件を廃止するものでございます。

続きまして8ページにまいりまして、第18条部分休業の承認につきましては、関係規則との整合性を図るものでございます。

続きまして、8ページの一番下段ですけれども、第21条妊娠又は出産等について申出があった場合における措置等につきましては、制度の周知や意向を確認するための措置を講ずることを新たに設けるものでございます。

9ページにまいりまして、第22条勤務環境の整備に関する措置につきましては、育児休業に係る

研修の実施や相談体制など、取得しやすい勤務環境整備を新たに設けるものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、4ページをお開き願います。

附則でございます。第1項は施行日でございます。この条例は令和4年10月1日から施行するものとなります。

第2項は経過措置でございます。この条例の施行日前に育児休業計画書を提出した職員に対するこの条例による第3条及び第10条の規定の適用については、なお従前の例によるものとするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

日程第5、議案第18号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第19号 令和4年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（犬飼克子君） 日程第6、議案第19号令和4年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長日野正樹君。

○財政課長（日野正樹君） それでは、議案書5ページをお開き願います。

議案第19号令和4年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,570万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2,839万2,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条地方自治法第213号第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるものでございます。

第3条地方債の追加は、第3表地方債補正によるものでございます。

7ページをお開き願います。

第2表繰越明許費は、消防庁舎整備事業実施設計業務委託について、令和4年度及び令和5年度の2か年で事業を行うため、繰越明許費を設定するものでございます。

続きまして、第3表地方債補正は、廃棄物処理施設災害復旧事業及び消防施設災害復旧事業について、起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

続きまして、別冊の各種会計補正予算に関する説明書により、主な歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

予算に関する説明書の1ページ、2ページを御覧願います。

1ページ、2ページは歳入と歳出を総括したものでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

初めに、歳入を御説明させていただきます。

3款1項1目衛生費国庫補助金につきましては、廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助金として、ごみ処理施設災害復旧費に係る補助対象事業費の2分の1を計上するものでございます。

6款1項1目繰越金につきましては、国庫補助金及び組合債を充当した残りの財源として計上するものでございます。

次に、8款1項3目災害復旧事業債につきましては、衛生費災害復旧事業は補助対象事業費のうち国庫補助金を差し引いた地方負担額を計上するもので、消防費災害復旧事業は一般単独災害復旧事業の財源とするものでございます。

次に、9款1項1目財政調整基金繰入金は残りの財源とするため、財政調整基金を繰り入れるものでございます。

以上、歳入補正の内容でございます。

歳出につきましては、各部門より御説明いたします。よろしく申し上げます。

○議長（犬飼克子君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、続きまして歳出について御説明申し上げます。

4款衛生費について、御説明申し上げます。

4款2項3目最終処分場費につきましては、1,120万4,000円を増額させていただき、総額を5億2,864万5,000円に補正をお願いするものでございます。内訳でございますが、10節需用費では、施設機器の緊急修繕料と車両の更新を予定しております最終処分場水槽車の整備代金に充てるもの

でございます。

14節工事請負費につきましては、193万3,000円を増額し、施設機器の修繕工事に充てるものでございます。

続いて、17節備品購入費につきましては、現在最終処分場にて運行中であります水槽車が、定期点検の際に老朽化などにより12月14日に予定されている車検の取得が不可能であるという報告を受けたことから、新たに車両を更新するための費用として800万円を計上させていただくものでございます。購入を予定する車両としましては、中古のタンクローリー12トン以上の車両を予定しております。

以上が、4款衛生費の補正内容でございます。よろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） 消防次長高橋 正君。

○消防本部次長（高橋 正君） 続きまして、5款消防費について御説明申し上げます。

5款1項1目常備消防費につきましては、78万1,000円を増額させていただき、総額を19億6,509万1,000円に補正をお願いするものでございます。内容につきましては、黒川消防署大郷出張所の玄関前アプローチが本年3月に発生しました地震により破損し、緊急修繕が必要となり、6月に修繕を完了しております。当初予算により修繕を実施したことにより、年度を通しますと庁舎及び庁舎設備等修繕費に不足が見込まれることにより、補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（犬飼克子君） 次に、業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） 続きまして、8款災害復旧費について御説明申し上げます。

8款1項1目ごみ処理施設災害復旧費につきましては、14節工事請負費に1,987万3,000円の補正をお願いするものでございます。令和4年3月に発生しました地震による施設被害を復旧するものでございます。内訳につきましては、ごみ焼却施設災害復旧工事及び粗大ごみ処理施設災害復旧工事となっております。

以上が、8款1項1目ごみ処理施設災害復旧費の補正内容でございます。

○議長（犬飼克子君） 次に、消防次長高橋 正君。

○消防本部次長（高橋 正君） 続きまして、8款2項1目消防施設災害復旧費につきましては、14節工事請負費に385万円の補正をお願いするものでございます。本年3月に発生しました地震による庁舎周囲の被害を復旧するものでございます。

以上が、8款2項1目消防施設災害復旧費の補正内容でございます。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） 最終処分場費のこの車両について、もう少し詳細な説明がいただきたいと思えます。どういった修繕がなされるのかということと、中古の車両を考えているということですが、その内容についてお願いします。

○議長（犬飼克子君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） 御質問について、説明させていただきます。

購入を考えているのは、12トン以上の中古のタンクローリーということで、今現状探している状況でございます。各ディーラー、あと中古車センターなどにも当たっておるんですけども、今、日野自動車などが生産停止をしているということで、なかなか中古車としても市場に流れていないという状況で、いつもよりも値段も上がっているということで、なかなか今車両を探している状況ですけども、適当な車両が見つからないというような状況でございます。

ただ、今後もディーラーはじめ中古車センターなども当たりまして、車両はこれから見つけていきたいと考えております。

車種につきましては、中古タンクローリーを購入するというので、タンクローリーということで燃料を運んでいるような車両ということで、それを水槽車に直すということで様々な経費がかかりますので、その辺の整備料ということで積算しているところでございます。

○議長（犬飼克子君） 7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） 車の更新時期というのは前々から分かっていたことではないのかなというふうに思うわけですし、計画を立てて進めていかないとこのように見つからない、生産できないということで、いつまでも見つからなかったらどのように対応するんですか。

○議長（犬飼克子君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） はっきりとはまだ申し上げられないんですけども、一応今目ぼしいものを見つけているというところはあるんですけども、議会で承認していただいて、その後に交渉に入りたいと考えております。

○議長（犬飼克子君） 7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） もう1点、新車ではなくて中古車にした理由ですね。生産体制が整わないということもあるんでしょうけれども、中古車を購入した際の耐用年数、新車を求めた場合の耐用年数と比べた場合に、不利益的なところは起きないのか。その辺も検討なされたのかだけ、確認しておきます。

○議長（犬飼克子君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） 一応新車購入ということで考えまして、ディーラーのほうにお話したところですね、今注文しますと2年から3年納車までかかると言われまして、それではちょっと遅すぎということで、このような状況でございます。中古のタンクローリーを探すというような方針にしたところでございます。

○議長（犬飼克子君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第6、議案第19号令和4年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第20号 令和4年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）

○議長（犬飼克子君） 日程第7、議案第20号令和4年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長日野正樹君。

○財政課長（日野正樹君） それでは、議案書8ページをお開き願います。

議案第20号令和4年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,394万3,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

続きまして、別冊の各種会計補正予算に関する説明書により歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。予算に関する説明書の7ページを御覧願います。

7ページは、歳入と歳出を総括したものでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

初めに、歳入を御説明させていただきます。

2款1項1目繰越金につきましては、この後説明いたします歳出補正予算の財源として、前年度繰越金を計上するものでございます。

続きまして、歳出は1款1項1目介護認定審査会費の通信運搬費に18万5,000円を追加するものでございます。

補正の要因としましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止という観点から、審査会を書面で開催していることにより、郵送費に不足が生じたことによるものでございます。

以上、議案第20号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。15番和賀直義君。

○15番（和賀直義君） コロナの影響で、こう集まらないで書面でやるよということですけども、その場合のその報酬の考え方をね、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（犬飼克子君） 業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君） それでは、お答えいたします。

先ほど補正予算の説明の中で、郵便料が足りなくなったということで補正させていただいておりますが、こちらにつきましては書面審査ということで資料を各委員さんの方にお送りいたします。それで返信用封筒を入れまして、その返信用封筒のほうに各それぞれの委員さんのこの方が要介護幾らからということをお返事していただきまして、返信用封筒で送り返していただくということになります。で、ここで事務局で集計させていただきまして、集計の結果、二次判定という形で送らせていただいているものでございますので、その回答があった方について報酬を審査会に参加したという観点で、報酬をお支払いさせていただいているという状況でございます。

○議長（犬飼克子君） 和賀直義君。

○15番（和賀直義君） 実際集まってやらないで、自分の家で検討しても同じような報酬を差上げると。これは、ほかの自治体でも同じことをやっているのでしょうか。

○議長（犬飼克子君） 業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君） 各地域の介護認定審査会事務局のほう等につきましても、問合せ等々をお互い確認し合いながらやっていますが、同じような状況でございます。

以上です。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第7、議案第20号令和4年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第21号 令和4年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算（第1号）について

○議長（犬飼克子君） 日程第8、議案第21号令和4年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長日野正樹君。

○財政課長（日野正樹君） それでは、議案書10ページをお開き願います。

議案第21号令和4年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116万7,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

続きまして、別冊の各種会計補正予算に関する説明書により歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。予算に関する説明書の9ページを御覧願います。

9ページは、歳入と歳出を総括したものでございます。

続きまして、10ページをお開き願います。

初めに、歳入を御説明させていただきます。

2款1項1目繰越金につきましては、この後説明いたします歳出補正予算の財源として、前年度繰越金を計上するものでございます。

続きまして、歳出は1款1項1目障害支援区分認定審査会費の通信運搬費に2万3,000円を追加するものでございます。補正の要因としましては、先ほど同様新型コロナウイルスの感染拡大防止という観点から審査会を書面で開催していることにより、郵送費に不足が生じたことによるもので

ございます。

以上、議案第21号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第8、議案第21号令和4年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 認定第1号 令和3年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第2号 令和3年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第3号 令和3年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第4号 令和3年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定について

日程第13 認定第5号 令和3年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定について

○議長（犬飼克子君） 次に、決算認定議案であります。日程第9認定第1号から日程第13認定第5号までの各種会計決算の認定については、監査委員の意見書が各種会計一括にて提出されております。したがって、代表監査委員へ各種会計の総括意見を求め、その後、それぞれの議題を審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（犬飼克子君） 御異議なしと認めます。よって、日程第9から日程第13までは監査委員の審査意見後、それぞれ議題とすることといたします。

それでは、代表監査委員へ令和3年度黒川地域行政事務組合各種会計決算について審査の意見を

求めます。代表監査委員佐々木 修君。

○代表監査委員（佐々木 修君） それでは意見を申し上げます。

お手元のほうに令和3年度黒川地域行政事務組合各種会計決算審査意見書並びにもう一つ、黒川地域行政事務組合財政健全化審査意見書についても申し上げたいと思います。

最初に、各種会計決算審査意見書について申し上げます。1ページをお開きいただきます。

令和3年度黒川地域行政事務組合各種会計決算審査意見について。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました令和3年度黒川地域行政事務組合各種会計の決算を審査したので、次のとおり意見を提出します。

第1、審査の対象でございます。（1）令和3年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算から（5）令和3年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算までの5会計について審査を行いました。

第2、審査の期間。令和4年7月14日から15日までの2日間、畑山監査委員とともに審査を行いました。

次のページをお開きいただきます。

第3、審査の方法。理事会から提出された各種会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び公営企業会計に係る資金不足額等算定調書について、①として決算の計数は正確であるか、②予算の執行が適正かつ効率的に行われたか、③財政運営が健全であるか、④公営企業会計において資金不足が生じていないかどうかなどに主眼を置き、公有財産、基金、物品の管理について、さらに帳票、証書を精査するとともに必要な資料の提出と説明を求め、審査を行いました。

第4、審査の結果。審査に付された令和3年度各種会計歳入歳出決算書等については、関係法令に準拠して作成され、各種証書類を照合審査した結果、計数はいずれも正確でありました。予算の執行状況は的確でかつ収入支出については合法的に行われ、各種帳票等もよく整理されており適正であると認めました。

なお、審査の概要及び意見は次のとおりでございます。

第5、審査概要及び意見。1として、令和3年度一般会計・特別会計決算総括表。まず、歳入についてでございますが、収入未済額はございませんので、収入率100%でございます。次に、歳出でございます。歳出においては一般会計において翌年度繰越額が計上されてございます。全体とし

での執行率については95.91%でございます。

2、令和3年度病院事業会計、訪問看護ステーション事業会計決算総括表でございます。

まず、(1)として収益的収入及び支出についてでございます。これは表のとおりでございますので、御確認いただきたいと思っております。支出において、病院事業会計において地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額が計上されてございます。

次のページをお開きいただきたいと思っております。

4ページ、資本的収入及び支出、これについては記載のとおりでございます。御確認いただきたいと思っております。

次、3、一般会計について申し上げたいと思っております。歳入総額は21億6,176万8,000円で、前年度比14.3%の減となりました。その内訳は、市町村負担金が20億6,366万8,000円と95.5%を占めております。そのほか使用料及び手数料が1,665万7,000円、国庫支出金1,513万8,000円、県支出金231万円、諸収入199万1,000円、組合債1,370万円が主なものでございます。

歳出総額は20億6,701万5,000円で、前年度比17%の減となっております。義務的経費が13億2,420万8,000円と全体の64.1%を占め、その内訳は人件費が11億7,723万2,000円、扶助費が1,635万円、公債費が1億3,062万6,000円でございます。投資的経費につきましては1億5,576万9,000円で、マテリアルリサイクル推進施設整備事業が完了したことにより前年度比71.4%の減となっております。物件費は5億2,660万3,000円で、既存の消防指令システムの一部を更新したことにより前年度比12.9%の増となっております。

次に、各部門ごとに意見を申し上げたいと思っております。

まず、総括でございます。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の蔓延により緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発出され、行動等が制限されるなど、非常に厳しい状況が続いた1年でありました。まだ予断を許さない状況が続いておりますが、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、事務事業の推進に当たっていただきたいと思っております。

今後も各市町村と連携を図りながら、厳しい財政状況ではありますが、地域住民の安心安全の確保に努めていただきたいと思っております。

また、昨年度において不用額の縮減を求めたところでございますが、予算精査に努め不用額が1,339万1,000円と前年度比55.8%の減となっております。このことについては評価したいと思っております。

次に、総務部門でございます。人事評価制度を導入してから2年目を迎え、人事評価研修会等を

通じて職員への周知徹底が図られておりました。評価につきましては全体としてですね、幅を持った評価を今後期待したいと思います。また、年次有給休暇の取得については昨年度から改善が見られなかったため、職員が取得しやすい職場環境を整備し、休暇取得の促進を望みたいと思います。備品台帳について、様式の統一化、また、備品以外の物が記載されているものも見受けられましたため、備品の整備を図りたい。あわせて、デジタル化によりさらに効率的な管理に努めていただきたいと思います。全部門に関する契約関係についてでございますが、随意契約において一者随意契約で落札率が高い傾向が見られました。経費節減の観点から改善を図っていただきたいと思ひます。

次に、衛生部門でございます。衛生部門の各施設は、環境管理センターの一部を除き民間に委託し順調に運営されております。また、各施設において定期的な施設整備の維持補修を行い、適切に維持管理が図られておりました。黒川浄斎場は、今後も施設の適切な維持管理に努めていただきたいと思ひます。環境衛生センターは、令和3年度において策定した生活排水処理基準計画及びし尿処理施設整備方針に基づき、施設の更新計画を推進していただきたいと思ひます。環境管理センターは、引き続きごみの減量化の目標達成に向け、関係町村と連携を図り取組を強化していただきたいと思ひます。

次に、消防部門でございます。大衡出張所では高規格救急車及び連絡車を、大郷出張所では連絡車を更新し、計画的に消防力の維持が図られております。富谷消防署ではエアコン改修工事及び庁舎前舗装工事、大郷出張所では水防倉庫全面塗装工事、大衡出張所では浴室及び脱衣所の改修工事を行い、施設の維持管理が図られておりました。今後、消防本部、黒川消防署の庁舎の建設が予定されております。令和8年度の竣工までの期間、施設の適切な維持管理に努めていただきたいと思ひます。

次に、教育部門でございます。視聴覚教材センターの存続について検討をお願いしていたところでございますが、令和3年度末で廃止となりました。所管する事務がなくなったことにより、教育委員会も廃止となり、これまで御尽力いただいた教育長及び教育委員の皆さんに感謝申し上げます。

(「議長、取決めに厳守していただきたいんですけども。60分ごとに10分程度、冒頭でおっしゃっていたんですけども、よろしくをお願いします」の声あり)

○議長(犬飼克子君) それでは、暫時休憩に入ります。会議の再開は10分後の11時20分になります。

午前11時10分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（犬飼克子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

クールビズ期間中ですので、暑い方は上着を取っていただいで結構です。

代表監査委員佐々木 修君。

○代表監査委員（佐々木 修君） それでは、休憩前に引き続きまして御説明を申し上げます。

7ページ、お開きいただきたいと思います。

4、介護認定審査会特別会計、5、障害支援区分認定審査会特別会計、これにつきましては記載のとおりでございますので、御確認いただきたいと思います。

次に8ページ、6、病院事業会計でございます。業務量、収益的収支、それから資本的収支につきましては記載のとおりでございます。

次に、9ページのほうです。

病院の利用状況は、入院患者数は一般病棟延べ2万6,582人、1日平均72.8人、回復期リハビリテーション病棟延べ1万5,618人、1日平均42.8人、外来患者数は延べ5万6,825人、1日平均193.9人の利用状況でありました。

また、診療に携わる指定管理者の職員数は218人で、うち常勤医師は内科で前年に比べ1人増の15人でありました。

病院事業収益は、令和3年度に診療報酬等を組合が収受していた代行制から、指定管理者が直接収受することができる利用料金制へ移行したことから、事業収益が2億142万3,000円となり前年比92.9%の減となりました。また、医業収益は入院、外来収益が皆減となり、市町村の救急医療確保に要する負担金が主な収益でありました。

病院事業費用についても、利用料金制移行に伴い、健康保険等診療報酬交付金が減少となり、事業費用は9億2,313万1,000円で、前年度比69%の減となりました。

資本的収入支出については4億1,932万7,000円で、前年度比46.5%の減となっております。この要因は、利用料金制に移行するために運営資金貸付金を貸し付けておりましたが、これの減となつたためのものであります。

また、以下の記載につきましては御確認をいただきたいと思います。

次のページ、10ページ。7、訪問看護ステーション事業会計決算でございます。こちらにつきましても、業務量、収益的収支につきましても記載のとおりでございます。こちらについても病院事業と同じように代行制から利用料金制へ移行したことにより、大幅な減となっております。

次に11ページ、公有財産調書でございます。（1）土地及び建物についてです。土地の状況については、前年度末現在高16万9,890.40平方メートルで増減はございませんでした。建物の状況につきましては、決算年度末現在高が2万3,060.27平方メートルで、48.75平方メートルの増となりました。これについては、台帳と図面の照合を行った結果、車庫分、こちらが一般廃棄物最終処分場の車庫分が漏れていたということで、今回計上されております。

続きまして12ページ、基金の状況でございます。決算年度中の増減は4,266万8,000円の増となり、年度末現在高が2億3,338万3,000円となっております。増の要因としては前年度決算剰余金及び予算からの積立金によるものでございます。なお、一般会計への繰出しにつきましては、消防車両の更新に充当したものでございます。

以上が、各種会計の決算審査意見書でございます。

引き続き、もう一つのほう、令和3年度の黒川地域行政事務組合財政健全化審査意見書について申し上げたいと思います。

こちらの1ページをお開きいただきたいと思います。

令和3年度黒川地域行政事務組合財政健全化審査意見について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、審査に付された令和3年度黒川地域行政事務組合財政健全化を審査したので、次のとおり意見を提出します。

1、審査の対象でございます。令和3年度公営企業に係る資金不足額等調書。

次のページをお開きいただきます。

2として、令和3年度病院事業会計経営健全化審査意見書でございます。

（1）審査の概要。この経営健全化審査は理事長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。（2）審査の結果。審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。（3）個別意見及び是正改善を要する事項。これにつきましては資金不足は生じておりませんので、特に指摘するべき事項はございませんでした。

3、令和3年度訪問看護ステーション事業会計経営健全化審査意見書。これにつきましては病院事業会計と同様でございますので、省略させていただきます。

3ページのほうに、令和3年度公営企業に係る資金不足額等調書を添えておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上で、報告に代えさせていただきます。

○議長（犬飼克子君） 以上で、代表監査委員による決算審査についての意見を終わります。

日程第9 認定第1号 令和3年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定
について

○議長（犬飼克子君） 日程第9、認定第1号令和3年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

会計管理者に決算の概要説明を求め、その後に各担当部署へ朗読を省略し内容の説明を求めます。

会計管理者日野正樹君。

○会計管理者（日野正樹君） それでは、議案書の12ページをお開き願います。

認定第1号令和3年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、お配りしております別冊の各種会計決算書と附属資料にて御説明申し上げます。初めに、決算書の2ページ、3ページをお開き願います。

一般会計の歳入歳出決算です。ページ下段の歳入合計でございます。歳入予算現額21億5,529万5,000円に対しまして、調定額、収入済額、同額の21億6,176万8,468円となっております。

続きまして、4ページ、5ページをお開き願います。

下段の歳出合計でございます。予算現額21億5,529万5,000円に対し、支出済額は20億6,701万5,522円で、歳入歳出差引き残額は9,475万2,946円でございます。

続いて、36ページをお開き願います。

歳入歳出決算実質収支に関する調書でございます。調書は1,000円単位で記載しております。区分4に記載しております翌年度へ繰り越すべき財源は7,488万8,000円となり、区分5の実質収支額は1,986万5,000円となります。区分6の実質収支額のうち、地方自治法の規定による基金繰入額は1,000万円とするものでございます。

続きまして、決算の概要を御説明申し上げますので、決算附属資料の1ページをお開き願います。決算附属資料のほうでお願いします。

令和3年度一般会計決算概要につきまして、地方自治法の規定により主要な施策の成果を御報告申し上げます。令和3年度の組合事務事業につきましては、市町村の厳しい財政状況の中、住民の安全安心を守り住民福祉の向上に努めることを常に念頭に置きながら、各施設及び車両の延命化を

図るため効率的、効果的な施設整備や維持管理に努め、各種事業内容を検証しながら進めてまいりました。

主な事業については、まず総務部門においては、一部事務組合統合30周年を記念し、組合章を制定し、職員の意識の向上を図りました。次に、衛生部門においては、昨年マテリアルリサイクル推進施設整備事業が完了し、令和3年4月からペットボトル減容施設の供用を開始し、順調に稼働しております。次に、消防部門においては、高規格救急車や救命ボートの更新により、さらなる消防力の強化を図りました。コロナ禍においても、迅速、的確に災害活動を実施するため、職員の育成及び各種訓練に努めるとともに、火災の予防と警戒、鎮圧、増加する救急、多様化する自然災害等の対応を目的とし、計画に基づく適正な施設及び車両、資機材の整備と更新を行い、地域住民の暮らしと安全を守るため、より強固な消防体制の構築を図りました。また、老朽化が進んでいる消防本部庁舎の建設に向け、消防本部新庁舎整備事業設計業務を行っているところです。次に、教育部門においては、令和4年3月をもって視聴覚教材センター及び教育委員会が廃止となりました。

次に、歳入歳出決算の状況につきましては先ほど決算書で申し上げたとおりでございますので、関連資料を5ページ表1に記載しておりますので後ほど御覧願います。

次に、2、歳入決算の状況でございますが、5ページ表2を御覧願います。歳入総額につきましては、21億6,176万8,468円となりますが、その内訳としては1、分担金及び負担金から9、組合債までの区分について、それぞれの決算額となっております。詳細につきましては、後ほど担当より御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。なお、関連数値を決算附属資料6ページ、表2に記載しておりますので、後ほど御覧願います。

続きまして、3、歳出決算の状況でございます。なお、関連数字は7ページ表3に記載しておりますので、後ほど御確認願います。

初めに、歳出決算性質別の状況につきましては、義務的経費が13億2,420万8,000円と全体の64.1%を占めており、その内訳は人件費11億7,723万2,000円、扶助費1,635万円、公債費1億3,062万6,000円となっております。投資的経費は1億5,576万9,000円で、前年度と比較しまして71.4%の減となっております。ごみ焼却施設炉内耐火物補修工事や富谷消防署エアコン改修工事をはじめ、ごみ処理施設、し尿処理施設、火葬場、最終処分場、消防施設設備の整備を行っております。

続いて、歳出決算目的別の状況でございます。関連数値は9ページ表4に記載してございますので、後ほど御覧願います。

初めに総務部門につきましては、前年度と比較しまして645万4,000円の増でございますが、主に

財政調整基金への積立が増えたことによるものでございます。

次に、衛生部門につきましては、前年度と比較しまして3億3,796万4,000円の減でございますが、主にマテリアルリサイクル推進施設整備事業が令和2年度で完了したことによるものでございます。なお、それぞれの施設設備について、定期的補修の実施により施設整備の機能維持と延命化に努めております。

次に、消防部門につきましては、本部及び黒川消防署の令和8年度の竣工に向けた庁舎建設事業が進行中、それまでの間、現庁舎、資機材等を最小限の補修で維持するために、各部門が工夫を凝らした計画の策定や維持管理に努めております。また、東京オリンピック県内消防応援計画の部隊配置に伴い、資機材整備を図り、延べ日数6日間、延べ人員48人を宮城スタジアムに派遣し、大会成功に貢献したものでございます。新型コロナウイルス感染症の流行をはじめとする困難な状況下においても、消防活動を円滑に遂行するための資機材を装備し、住民サービスがより一層向上するよう関係市町村、近隣消防との連携強化を図るとともに、隊員の知識取得及び訓練を積み重ね、より強固な消防体制を構築したものでございます。

次に、教育部門につきましては、これまで視聴覚教材や機材などの貸出しを行っていましたが、毎年利用件数の減少が続いていること、各市町村においても視聴覚教材及び機材等が設置されていることもあり、既に社会的役目は終了したという認識から、視聴覚教材センターを廃止しました。所有する利用実績のある教材並びに機材などの一部を富谷市及び大和町に分割譲渡したものでございます。このことにより、黒川地域行政事務組合教育委員会の事業は全て廃止となったことから、同教育委員会も同じく役目を終え、廃止となったものでございます。

以上、総括の説明とさせていただきます。詳細につきましては各担当より御説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） 財政課副参事確井 豪君。

○財政課副参事（確井 豪君） それでは、黒川地域行政事務組合一般会計決算の歳入内容について御説明申し上げます。

まず、決算書の10ページ、11ページ、決算附属資料の11ページ、12ページをお開き願います。

決算書の1款1項1目市町村負担金につきましては、予算額と決算額は同額で総額20億6,366万8,000円の負担金を頂いており、組合規約に基づきまして事業ごとに各負担割合による負担金を頂いております。各事務事業の費目ごとの金額につきましては、決算書の備考の記載のとおりとなっておりますので御覧願います。また、決算附属資料の11ページには、事務事業ごとの組合規約によ

る負担率及び負担金を算出しておりますので御参照願います。

続きまして、2款使用料及び手数料ですが、1,665万6,665円の収入済でございます。1項使用料830万5,665円、そのうち800万9,000円につきましては斎場使用料となっております。決算附属資料12ページに斎場使用件数がございますように、昨年度は合計781件を火葬執行しております。続きまして、2目総務使用料29万6,665円につきましては、組合が有しております各施設内の電力電話柱の占有料と自動販売機の設置使用料となっております。

2項手数料につきましては、総額835万1,000円の収入済額でございます。1目衛生手数料446万900円ですが、環境衛生センターに搬入されたし尿及び浄化槽汚泥の処分手数料でございます。決算附属資料12ページの②には、各市町村の搬入量を記載しております。

次に、決算書12ページ、13ページをお開き願います。

2目消防手数料389万100円につきましては、政令によります消防手数料の収入でございます。決算附属資料12ページに記載しておりますけれども、③危険物施設の許可申請手数料が282件、火薬類の消費許可申請手数料が2件の収入となっております。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目衛生費国庫補助金は、157万3,440円の収入済額となっております。廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金ですが、こちらの補助金は環境管理センター、一般廃棄物最終処分場で放射性セシウム測定をする必要があることから、測定した事業費に対しての補助事業でございます。補助対象はごみ焼却施設から排出される飛灰、主灰、排ガス及び最終処分場の上流・下流にございますモニタリング用井戸水を定期的に測定した費用となっております。

次に、2目消防費国庫補助金は1,356万5,000円の収入済額となっております。こちらは令和3年度に整備しました黒川消防署大衡出張所に配備しております高規格救急車は緊急消防援助隊登録車両であります。その更新には緊急消防援助隊設備整備等補助金の対象となりますことから、高規格救急車更新に対する補助金となっております。

4款県支出金は総額231万470円の収入済額となっております。このうち、1項県委託金1目消防費県委託金につきましては、宮城県からの移譲事務交付金で8万7,247円の収入済額となっております。次に、2項県補助金1目消防費県補助金222万3,223円ですが、これは東京オリンピック競技大会での消防救急体制整備に対する補助事業で、化学生物などのテロ災害に対応するため、感染症患者搬送装置を整備したものです。あわせて、派遣部隊の時間外及び車両の燃料代が補助されたものです。活動等につきましては、延べ日数6日間、延べ人数48人をみやぎスタジアムに派遣したものです。

次に、5款財産収入は3万3,757円の収入済額となっております。このうち、1項財産運用収入1目財産貸付収入は大和町鶴巣大平にあります旧衛生処理場跡地の電話電柱の土地貸付収入となっております。同じく、2目利子及び配当金は財政調整基金預金利子となっております。

2項財産売却収入ですが、令和3年度は黒川消防署に配備しておりました救命ボートを更新しましたので、アルミ製の救命ボートを1万6,500円で売却いたしましたものでございます。

6款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金でございますが、令和3年度は1,669万6,000円を財政調整基金から繰入れしたもので、令和3年度繰入充当先は緊急対応工事として消防救急デジタル無線施設であります大亀山森林公園基地局直流電源装置修繕工事117万2,000円と、車両更新として黒川消防署大郷、大衡出張所の連絡車2台、大衡出張所の高規格救急車更新に係る一般財源分として1,552万4,000円を充当したもので、合計しますと1,669万6,000円となったものでございます。

続いて、決算書14、15ページをお開き願います。

7款繰越金でございます。令和2年度から繰り越したものでございます。1,357万4,481円となっております。備考欄には費目ごとの繰越額を記載しております。

8款諸収入でございます。1,999万655円の収入済額となっております。1項組合預金利子は一般会計等の預金利子でございます。2項受託事業収入の消防受託事業収入ですが、高速道路救急業務支弁金で288万2,480円であります。決算附属資料13ページ(5)にありますとおり、高速道路の受け持ち区間ですが、上りが大衡インターから泉インター、下りが大和インターから三本木スマートインターとなります。次の下段の(6)には、新型コロナウイルス感染症患者輸送協力金として28万円がございました。この協力金は、宮城県から新型コロナウイルス感染症患者に対しまして、医療機関への輸送依頼を受けた場合の協力金となります。14件の依頼がございました。

また、決算書14、15ページにお戻り願います。

3項1目雑入は1,666万634円の収入済額でございます。収入の主なものといたしましては、環境管理センター再資源物売払代1,045万9,380円、再商品化配分金296万1,381円。こちらは資源物をリサイクルしたことによる収入となっております。また、令和3年度は平成23年の東京電力福島第一原子力発電所事故により、組合で損害賠償請求を行っていましたが、東京電力ホールディングス株式会社では一部のみ賠償に応じておりませんでした。組合としては原子力損害賠償紛争解決センターに申立てをし、令和3年10月に議会の議決をいただき、80万円で和解した和解金の入金がございました。そのほかの明細については、備考を御覧願います。

4項1目公営企業貸付金元利収入は、令和3年度に公立黒川病院の指定管理者運営方式を代行制から利用料金制に移行に伴う運転資金として3億2,100万円を貸付けた分の利息16万2,493円でございます。

続きまして、9款組合債でございます。1,370万円の収入済額となっております。こちらは大衡出張所の高規格救急車更新の事業費に充当いたしました。一般補助施設整備事業債1,370万円となっております。

したがいまして、一般会計歳入合計予算額21億5,529万5,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに21億6,176万8,468円となりました。

以上が、令和3年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入の説明でございます。

○議長（犬飼克子君） 次に、総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、歳入に続きまして歳出について御説明いたします。

決算書16、17ページ、決算附属資料については14ページを御覧願います。

初めに、1款議会費でございます。予算現額245万7,000円に対しまして支出済額232万4,278円、13万2,722円の不用額となっております。決算附属資料14ページに整理しておりますとおり、定例会3回、臨時会4回において30件の案件を御審議いただきました。また、全員協議会につきましては6回開催していただきまして、表記の案件について御協議をいただいたところでございます。これらの議会運営に要した経費を、各節から支出したものでございます。

それでは決算書にお戻りいただきまして、次に2款総務費でございます。予算現額1億4,462万9,000円に対しまして支出済額が1億4,412万2,672円、50万6,328円の不用額となっております。1項総務管理費1目一般管理費につきましては、支出済額1億324万1,000円で、組合事務所の運営に要した経費となります。決算附属資料は15ページからとなりますので、あわせて御覧願います。

それでは、決算書ですけれども、1節報酬は理事会の報酬。2節、3節、4節は助役及び総務課・財政課職員10人に係る給与費等の人件費でございます。7節報償費につきましては一部事務組合統合30周年を記念した組合章を制定するため、令和3年度において全国より作品を募集した際の最優秀賞者に対する賞金及び選考委員に対する謝金を支出したものでございます。8節旅費は職員研修の際に要した旅費となっております。9節交際費は理事長交際費でございます。10節需用費につきましては、総務課・財政課の事務経費、例規集追録の印刷費、組合事務所の光熱水費、それから公用車1台の維持管理経費について、消耗品費をはじめ燃料費等の各費目から支出したものでございます。また、決算附属資料15ページの上段になりますが、組合章の制定にあわせまして、徽章、襟

章のほうを作成しまして、職員に貸与しております。それでは、決算書にお戻りいただきまして、11節役務費でございます。通信運搬費は総務課・財政課に係る電話料、郵便料。最下段の各種手数料でございますが、主な支出としまして、こちらも決算附属資料のほう15ページを御覧いただきたいと思うんですが、人事評価研修の講師派遣手数料が主な支出でございます。人事評価制度導入後初回の研修となりましたので、令和3年度において全職員を対象に行っております。

それでは、決算書18、19ページをお開き願います。

役務費につきましては、その他、健康診断料、理事会会議録筆耕翻訳料、各種保険料等を支出したものでございます。続きまして、13節委託料につきましては支出済額が1,025万4,824円で、こちらにつきましてはサーバー及びパソコン等の電算機器の保守及び各種財務会計システムの保守業務が主な支出であります。そのほかの支出につきましては、労働安全衛生関係としまして産業医委託、ストレスチェック業務委託、それから組合事務所の施設保守関係としまして施設警備業務、自動扉の保守点検、空調設備の保守点検、それから事務所の清掃業務の委託を行っております。その他、職員の給与計算の電算業務、給与電算に関連した地方公共団体個人番号システムのサポート保守、公会計整備等の委託費用を支出しております。また、組合章の制定に関連した経費としまして、最優秀作品を決定するに当たりまして、類似作品がないかどうかの調査を実施しております。また、制定した組合章のデザインを維持するために、設計図のようなものになりますが、割り出し図の作成を行っております。続きまして、13節使用料及び賃借料につきましては、支出済額が1,049万9,453円で、主な支出としましてサーバー及びパソコン等の電算機器類の賃借料でございます。そのほか、複写機の賃借料、あと例規サポートシステムの使用料、グループウェア使用料等の費用を支出しております。

17節備品購入費につきましては、支出済額が47万8,890円で、主な備品につきましては決算附属資料16ページにございますとおり、組合章の制定にあわせまして組合旗を作成しております。その他クライアントパソコン等、事務機器等の購入をしたものでございます。

それでは、決算書にお戻りいただきまして、18節負担金、補助及び交付金につきましては、宮城県市町村職員研修所の各種職員研修に係る負担金が主な支出でございます。こちら決算附属資料の17ページでございますが、こちらに研修の実績を掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

それでは、決算書にまたお戻りいただきまして、2目の文書広報費でございます。支出済額が164万5,610円で、年4回発行の広報「広域くろかわ」の発行経費として支出したものでございます。

3目の財政管理費につきましては支出済額が3,936万4,000円で、財政調整基金の預金利子と会計年度におきます歳入歳出の精算額を積み立てたものでございます。また、病院事業貸付金につきましては、指定管理者からの利子償還分を基金に積み立てております。

4目公平委員会費につきましては、県人事委員会への事務委託経費として1万9,000円を支出したものでございます。

以上が、総務費の1項総務管理費でございます。

次のページ、20、21ページにまいりまして、2項監査委員費につきましては、予算現額35万5,000円に対しまして支出済額31万5,259円、3万9,741円の不用額となっております。

決算附属資料18ページを御覧願います。

監査委員費につきましては例月出納検査、決算審査、定例監査に要した経費を各節から支出したものでございます。

以上が、議会費、総務費の決算についての概要でございます。

○議長（犬飼克子君） これより昼の休憩に入ります。会議の再開は午後1時からとなります。

事務局より連絡があります。

午前 1 1 時 5 8 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（犬飼克子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○議長（犬飼克子君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、3款民生費について御説明申し上げます。

決算書につきましては、引き続き20ページ、21ページを御覧ください。あわせまして、決算附属資料18ページを御覧願います。

民生費につきましては老人ホーム入所判定委員会の運営に要する経費でございまして、予算現額8万円に対しまして支出済額5万3,062円で、2万6,938円の不用額となっております。

決算附属資料の18ページ下段に整理してありますとおり、10名の委員で構成する委員会により年2回開催いたしまして、12件の事案について判定いただきました。これらの判定委員会運営に要した経費を委員謝金はじめ需用費はその他修繕料としてコピー代、通信運搬費につきましては郵便料と各節から支出しております。

以上が、民生費でございます。

続きまして、衛生費について御説明申し上げます。

4款衛生費につきましては、火葬場、し尿処理費、ごみ処理施設及び最終処分場の管理運営に要する経費であります。衛生費全体で予算現額5億4,156万9,000円に対しまして、支出済額5億3,381万2,786円となっております。事故繰越が228万8,000円となり、546万8,214円の不用額となっております。

次に、衛生費の各経費について御説明いたします。4款1項1目保健衛生総務費についてでございます。附属資料19ページ上段もあわせて御覧願います。保健衛生総務費につきましては衛生部門の各施設の総括及び連絡調整に要する人件費等の経費でありまして、予算現額3,395万円6,000円に対し支出済額3,386万499円で、9万5,501円の不用額となっております。2節給料から4節共済費までは業務課の衛生部門担当職員4人に係る人件費であります。10節需用費から12節委託料までは、消耗品や公用車管理経費などの経常的経費に支出しております。

続きまして、4款1項2目火葬場費について説明申し上げます。火葬場費につきましては火葬場の管理運営に要する経費でありまして、予算現額3,545万1,000円に対し支出済額3,437万6,814円で、107万4,186円の不用額となっております。

次の22ページをお開き願います。火葬場の管理につきましては平成26年度から民間委託しておりますので、人件費の計上はございません。10節需用費は火葬用消耗品、火葬用灯油代、施設電気代等のほか、施設の各種修繕など運転管理経費でございます。11節役務費から12節までは電気工作物や地下タンクなどの各種検査経費、火葬等業務委託の1,719万3,000円をはじめとしまして、庭園管理業務委託、清掃業務委託、除雪業務の各種業務の委託経費に支出しております。13節使用料及び賃借料は、空調設備、AEDの賃借経費となっております。14節工事請負費は、計画的な火葬炉施設の修繕工事の補修経費でございます。17節備品購入費は霊砂分離機の更新と和室2部屋分のテーブルと椅子の購入費でございます。18節は黒川地区危険物安全協会と防火管理協議会への負担金でございます。

続きまして、4款2項1目し尿処理施設について御説明申し上げます。し尿処理費につきましてはし尿処理施設の管理運営に要する経費でありまして、予算現額6,272万5,000円に対し支出済額6,015万4,008円で、事故繰越額が228万8,000円、28万2,992円の不用額となっております。し尿処理施設の管理につきましては平成23年度から民間委託しておりまして、火葬場費と同様、人件費の計上はございません。10節需用費は機械設備消耗品、汚泥焼却用のA重油代、施設電気代、し尿処理用薬品代及び修繕等の運転管理経費でございます。11節役務費は汚泥焼却炉のばい煙測定、ダイ

オキシシン検査及びし尿汚泥の放射性セシウム等の公害防止のための各種検査経費でございます。

別冊の決算附属資料20、21ページ、手数料の成果の欄に各種検査結果が記載されておりますので御覧ください。各種化学物質は適正に維持管理されておるという結果となっております。

決算書にお戻りいただきまして、12節はし尿処理施設管理委託業務1,991万円をはじめとする委託経費でございます。また、今後の施設整備計画などに必要とされる基礎データを収集するため、生活排水処理基本計画策定業務委託及びし尿処理施設整備方針検討業務委託を実施しております。

続きまして、24、25ページを御覧ください。14節工事請負費は施設の安全と機能維持を図るために必要な工事を計画的に行っております。内容につきましては、決算附属資料22ページの上段を御参照願います。17節備品購入費、18節負担金、補助及び交付金、26節公課費については、決算書のとおりでございます。御参照ください。

次に、4款2項2目ごみ処理費について御説明申し上げます。あわせて、決算附属資料の22ページから26ページを御願願います。ごみ処理費につきましては、各種ごみ処理施設の管理運営に要する経費でございます。予算現額3億5,915万6,000円に対しまして支出済額3億5,602万4,482円で、313万1,518円の不用額となっております。2節給料から8節旅費まではごみ処理施設勤務職員12人と会計年度任用職員に係る7人分の人件費に支出しております。10節需用費ですが、炉内耐火物をはじめとする各機械設備消耗品の購入、ごみ焼却施設のA重油代などの燃料代、また、施設電気代等の光熱水費、ごみ焼却処理用の薬品代、緊急的に行った各修繕料でございます。修繕の内訳につきましては、決算附属資料の23ページを御参照ください。11節役務費はごみ焼却施設のばい煙やダイオキシシン検査、放射性セシウム濃度等の公害防止のための各種検査経費でございます。決算附属資料24ページの手数料の成果の欄に各種検査結果が記載されております。し尿処理費と同様、適正に維持管理されておりますので御確認願います。12節は焼却施設の運転管理業務委託5,390万円をはじめとして瓶やペットボトル等の再商品化業務委託、焼却施設の点検清掃業務委託などの各種業務委託経費でございます。再商品化委託につきましては、25ページの成果の欄に記載してございません。御確認お願いいたします。

決算書26ページを御覧ください。13節使用料及び賃借料はコピー機リース代、AEDの賃借経費となっております。14節工事請負費でございますが、粗大ごみ処理施設整備工事などをはじめとする計画的な補修経費でございます。工事内容につきましては、決算附属資料26ページ上段を御参照ください。17節備品購入費については、公用車用のドライブレコーダー3台などを購入しております。詳細につきましては、附属資料の26ページを御覧ください。18節は環境管理センター周辺対策

協議会負担金等などの各種負担金でございます。26節は公用車管理経費などの経常的経費に支出したものでございます。

続きまして、4款2項3目最終処分場費について説明申し上げます。最終処分場費につきましては、一般廃棄物最終処分場の管理運営に要する経費でございます。予算現額5,028万1,000円に対しまして支出済額4,939万6,983円で、88万4,017円の不用額となっております。10節需用費は各種消耗品、燃料代、光熱水費、水処理用薬品代などの運転管理経費でございます。11節役務費は地下水ダイオキシン水質検査をはじめ、各種項目の公害防止のための各種検査経費でございます。別紙附属資料27ページの水質検査業務の成果の欄に、ダイオキシン検査結果等が記載されておりますので御覧ください。12節委託料は最終処分場施設維持管理業務委託をはじめとする各種業務委託の経費でございます。14節工事請負費は砂ろ過・活性炭入替及び処理槽清掃工事などの施設補修経費でございます。工事内容につきましては、附属資料の28ページを御参照願います。17節備品購入費では、公用車用のドライブレコーダーなど2台を購入しております。26節公課費については公用車の重量税となっております。

以上が、衛生費でございます。御報告を終わります。

○議長（犬飼克子君） 次に、消防次長高橋 正君。

○消防本部次長（高橋 正君） それでは、4款衛生費に引き続きまして5款消防費の歳出について御説明申し上げます。

説明にあたり、決算書は28、29ページからとなります。あわせて、決算附属資料につきましては29ページをお開き願います。消防費予算現額13億3,541万3,000円に対しまして支出済額12億5,565万9,379円、繰越明許費が7,260万円でございます。715万3,621円の不用額となっているものでございます。

初めに、5款1項1目常備消防費から御説明申し上げます。予算現額11億816万1,000円に対しまして支出済額11億134万9,579円で、681万1,421円の不用額となっているものでございます。2節から4節は職員145名に係る給与等の人件費でございます。続きまして8節旅費であります。普通旅費につきましては全国消防長会東北支部事業の研修会の出張が1名、東京都を会場として実施されました救急救命士国家試験3名、また当直勤務者の消防署所間の勤務調整によります自家用車の使用車賃などがございます。次に、特別旅費につきましては救急救命士養成に伴う東京研修所での研修や、宮城県消防学校においての新規採用者に対するの初任総合教育をはじめ、年次計画に基づく各種研修16件、延べ25人に対する入校経費などがございます。

続きまして、9節交際費は消防長の交際費でございます。次に、10節の需用費でございますが、これにつきましては庁舎管理費並びに総務、警防、救急、救助、各分野の消耗品費、被服費、燃料費、印刷製本費などがあります。初めに、庁舎管理費から御説明いたします。決算附属資料は29ページ中段を御覧願います。施設整備修繕料の主なものとしましては、消防本部設置の非常用発電機及び富谷消防署シャッターの緊急修繕のほか、富谷消防署の外灯修繕など各署所の経年劣化した施設設備等の修繕でございます。次に総務管理費でございますが、消耗品費につきましては事務プリンター用のトナー等の事務消耗品、清掃用品並びに法令関係図書等の追録代などがございます。また、活動服などの被服費につきましては、貸与計画に基づき更新し貸与しております。燃料費につきましてはL Pガス及び灯油代でございまして、前年度とほぼ同額となっております。食料費につきましては非常災害出場や防災訓練時の食料予算でございますが、支出といたしましては長時間にわたる大規模災害時の水分補給としまして、スポーツドリンクを購入し非常時に備えました。印刷製本費につきましては消防年報の印刷製本などがございます。次に、警防管理費消耗品の主なものとしまして、消防ホースを毎年計画的な更新を実施してございまして、そのほか消火薬剤などを更新してございまして、警防救急費の消耗品費につきましては、決算附属資料は30ページを御覧願います。主に救命処置などに必要な消耗品及び感染防止用消耗品などの購入でございます。施設設備修繕料につきましては、AEDのバッテリー充電器修繕や酸素ボンベのバルブ交換などの救急資機材の修理費でございます。薬品費につきましては、救命行為に用いるエピネフリンやブドウ糖溶液などの購入でございます。なお、昨年中の薬剤投与件数は16件でございます。警防救助費の消耗品費につきましては、救助活動上必要な救助用ロープや各種装備品の購入となっております。次に、予防管理費について御説明申し上げます。まず、消耗品費でございますが、火災予防啓発のための横断幕や成人向け広報用冊子を購入し配付してございまして、続きまして印刷製本費でございますが、決算附属資料は31ページをお開き願います。火災予防運動ポスター作成、立ち入り検査結果通知書など、合わせまして33万5,439円となります。以上、常備消防費10節需用費の支出済額は4,192万9,514円でございます。

次に11節の役務費でございますが、決算書は29ページから31ページにかけて、附属資料は31ページを御覧願います。まず、通信費につきましては主に電話料や指令装置回線等の使用料でありまして、953万2,864円となっております。各種手数料につきましては、自家用電気工作物の保守管理業務や空気呼吸器点検料など、耐圧検査料などがございます。職員健康診断につきましては、秋と春の年2回実施してございまして、次に12節委託料でございますが、給与計算電算委託、事業系一般廃棄

物処理業務委託など各庁舎付随設備等の保守点検業務などを含めてでございます。13節使用料及び賃借料でございますが、本部配置の印刷機、各消防署所の当直勤務者用の寝具50組の借上げ料のほか、高速道路使用料でございます。使用料及び賃借料の支出済額は、276万7,169円となっております。14節工事請負費でございますが、決算附属資料は32ページを御覧願います。概要につきましては、富谷消防署のエアコン改修工事のほか、アスファルト一部舗装工事、大衡出張所の浴室及び脱衣所の改修工事をはじめ、主に庁舎関連の補修並びに修繕工事を行いました。続きまして、17節の備品購入費を御説明いたします。まず、庁用器具費につきましては各署所の事務用椅子や掃除機など不具合が発生しております物品を計画的に更新したほか、富谷消防署女性隊員宿舍用電化製品を購入させていただきました。次に機械器具費としましては、主に災害対応のための資機材購入でございます。なお、教材・機材購入費のうち予防管理費10節から流用しました8万1,000円につきましては、修理不能となりました広報用のデジタルカメラの購入費でございます。以上、17節備品購入費の支出済額は1,102万9,463円となっております。

次に、18節負担金、補助及び交付金でございますが、附属資料につきましては33ページを御覧願います。負担金につきましては、全国消防長会等の各種団体の会費、また宮城県消防学校や救急救命研修所入所の研修負担金、各種講習会受講の負担金でありまして、補助金につきましては黒川地区少年婦人防火委員会への補助金であります。負担金、補助及び交付金の支出済額は946万4,258円で、16万1,742円の不用額となっております。21節の補償、補填及び賠償金につきましては、救急搬送中におきます庁用車の人身事故についての損害賠償金650円でございます。

続きまして、決算書は32、33ページをお開き願います。

22節償還金、利子及び割引料につきましては、宮城県移譲事務交付金返還金でございます。交付金については、宮城県が前年の実績を基礎データとして算出して交付しておりまして、結果的に当年の実績と相殺して支給することとなっているものでございます。以上が、消防費1 日常備消防費の概要でございます。

続きまして、2目消防施設費を御説明いたします。引き続き決算書は32、33ページを御覧願います。消防施設費は主に通信指令施設及び消防車両等に要する経費でございます。予算現額1億5,465万2,000円に対しまして支出済額が1億5,430万9,800円で、不用額は34万2,200円となります。

それでは、節ごとに御説明申し上げます。まず、初めに10節需用費でございますが、決算附属資料は33ページ中段からとなりますので御覧願います。消耗品につきましては携帯無線装置用防水ケースを2か年計画により購入し、完了しております。また、消防車両等のタイヤ更新の経費であり、

普通タイヤは6台分と冬用タイヤ5台分、そのほか車両の維持管理に必要な機械用消耗品の購入となっております。また、燃料費につきましては消防車両等28台分となりますが、内訳につきましてはガソリン車が13台、ディーゼル車が15台で、燃料費の合計は647万5,818円となります。施設整備修繕料につきましては、主なものとしまして指令装置の放送設備等に係るスピーカーなどの修繕となります。車両整備修繕料につきましては、車検整備9台分ほか定期点検、整備並びに消防ポンプ自動車及び救急車等の故障修理などに要した経費としまして、約400万円となっているものでございます。以上、10節需用費の支出済額は1,239万9,027円でございます。

次に、11節の役務費について御説明いたします。通信運搬費としまして、外国語による119番通報に対応するための3者間同時通訳多言語対応利用料やNet119緊急通報システム利用料でございます。各種手数料につきましては、車検対象車となっております9台の検査手数料や消防救急デジタル無線免許更新のための申請手数料となります。次に、12節の委託料でございますが、決算附属資料は34ページを御覧願います。委託料につきましては、主に消防救急デジタル無線と消防指令システムの保守点検業務委託料などございまして、支出済額は3,666万5,200円でございます。次に、13節の使用料及び賃借料でございますが、消防救急デジタル無線ネットワーク装置と消防指令システム部分更新の賃借料としまして支出しております。続きまして14節工事請負費でございますが、支出済額は380万5,560円で、事業内容につきましては経年により不具合が発生しておりました大郷出張所の電話機設備の全面改修と、携帯電話機からの119番通報に関わる発信地の位置情報通知のための光回線への切替え工事などでございます。

次に、17節の備品購入費を御説明申し上げます。事業内容はいずれも車両更新でございまして、配置から23年と24年経過しました大郷出張所と大衡出張所の連絡車各1台を同じ仕様で更新購入いたしました。また、大衡出張所配置の救急車の更新も図り、支出済額は4,279万円でございます。26節公課費については、車検対象の9台と新規登録となる更新車両3台分の自動車重量税であり、支出済額は54万6,800円でございます。以上が、2目消防施設費の概要でございます。

続きまして、3目庁舎建設事業費を御説明いたします。庁舎建設事業費は予算現額7,260万円に対しまして支出済額はゼロ円で、12節委託料全額が翌年度への繰越明許費となっているものでございます。

以上が、消防費の決算についての概要でございます。

○議長（犬飼克子君） 次に、業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、6款教育費を御説明申し上げます。決算書につきましてはそ

のまま32、33ページでございます。附属資料は35ページをお開き願います。

なお、6款教育費につきましては繰り返しになりますけれども、昨年度社会的な役割を終えたとして視聴覚教材センターが閉鎖となり、黒川地域行政事務組合教育委員会もそれに伴い、令和3年度を最後に事業は終了しております。教育費全体の予算現額は41万9,000円、それに対しまして支出済額は41万6,794円で、2,206円の不用額となっております。

次に、教育費の各経費について御説明申し上げます。6款1項1目教育委員会費は教育費と同じ41万9,000円の予算額に対しまして、支出済額が41万6,794円となっております。定例会及び臨時会に要しました経費といたしまして1節の報酬、8節旅費までが教育委員会委員等への報酬及び費用弁償などになります。11節役務費は郵便料などの通信運搬費でございます。18節負担金、補助及び交付金といたしまして、黒川郡教育委員会連絡協議会に支出しております。22節の13万3,000円につきましては、令和2年度に閉鎖しました適応指導教室の市町村負担金の返還分でございます。

6款2項1目社会教育総務費でございます。これは視聴覚教材センターに係る経費でございます。当初7万3,000円を教材購入費として計上しておりましたが、視聴覚教材センターの閉鎖が決定したことに伴い、2月の補正にて取り下げております。

以上が、6款教育費でございます。

○議長（犬飼克子君） 財政課副参事碓井 豪君。

○財政課副参事（碓井 豪君） それでは、7款公債費について御説明申し上げます。引き続き決算書34、35ページ、決算附属資料36ページをお開き願います。

決算書中段の7款公債費の予算額1億3,062万8,000円に対しまして支出済額は1億3,062万6,551円、不用額は1,449円でございます。こちらは衛生債11件、消防債9件の元金利子償還金でございます。

8款予備費につきましては支出はございませんでした。

それでは、決算附属資料36ページを御覧願います。一般会計公債費の内訳明細でございます。最初に衛生債ですが、令和3年度につきましては一連の廃棄物処理施設整備が完了してございますので、新たな借入れはございませんでした。衛生債の元金未償還額合計は令和3年度末で7億2,353万1,000円となるものでございます。次に、消防債ですが令和3年度においては高規格救急車更新に係る分として1,370万円の借入れを行っております。消防債の元金未償還額合計は、令和3年度末で1億6,498万3,000円となるものでございます。よって、衛生債、消防債を合わせた起債借入総額16億2,050万円に対して、元金未償還額は合計で8億8,851万4,000円となるものでございます。

次のページ、決算附属資料37ページにつきましては、元金利子の償還予定をグラフに表したものでございます。

決算附属資料73ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。1、公有財産ですが組合所有の土地につきましては合計が16万9,890.4平方メートルで、増減はございませんでした。建物につきましては一般廃棄物最終処分場の非木造において48.75平方メートルの増となっております。こちらは一般廃棄物最終処分場の関係帳簿を改めて確認したところ、車庫棟で記載漏れがございましたので、48.75平方メートルを追記したものでございます。したがって令和3年度においては非木造で48.75平方メートルの増加となり、建物延床面積合計が2万3,060.27平方メートルとなるものでございます。

74ページを御覧願います。2、基金につきましては財政調整基金でございます。前年度末現在高でございますが1億9,071万5,000円、決算年度中増減額が4,266万8,000円の増となり、一般会計決算年度末現在高は2億3,338万3,000円となるものでございます。備考には増減内容を記載しております。

日程第9、認定第1号令和3年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についての説明は以上でございます。

○議長（犬飼克子君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） 何点かお伺いします。

まずですね、この監査委員さんの報告の中にあります人事評価制度導入から2年を迎えという文言ございますけれども、現状どのように運営されているのか。

それに関連するのかわかりませんが、決算書の25ページ、29ページの職員手当の部分ですけれども、補正でかなりの減額をしているにもかかわらずですね、不用額がこれぐらい出ているのはどのように分析されているのか。

最後に簡単な質問ですけれども、この附属資料の33ページ、消防施設の3者間同時通話利用料、またNet119、こちらの使用実績というんですかね、どのような利用なのか。

3点お伺いします。

○議長（犬飼克子君） 助役鎌田節夫君。

○助役（鎌田節夫君） ただいま佐々木議員さんから御質問のありました、人事評価制度どのように運用しているのかということについてお答えしたいと思います。

組合におきましては、以前から勤務評定ということで勤務評定を行ってきていたわけです。勤勉手当の率とか定める必要がございますので。それが国の制度が今度変わりました、人事評価制度というふうになりました、構成市町村でも行っておりますけれども、これは国の制度に準じた形で要綱なども定めて行っております。

それで、令和3年度から行っておるんですが、やはり研修も必要だということで、昨年度、今年度に入ってから人事評価の研修を、講師を招いて勉強しながら今進めているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） 総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、質問にお答えいたします。

人件費の不用額ということで、先ほどごみ処理費の項目でよろしいでしょうか。あと、消防費につきましても同様に不用額、人件費発生しているんですけれども、こちらにつきまして時間外手当の関係で、災害等発生した場合に備えて、時間外手当は年度末に下ろさなかったもので、その分が不用額となっているものでございます。

以上です。

○議長（犬飼克子君） 消防次長高橋 正君。

○消防本部次長（高橋 正君） 3者間同時通訳多言語対応利用料について御説明いたします。

8月末現在での使用実績は2件となっております。内訳につきましては、ベトナム人の転院搬送によります救急事案です。2つ目としましては、外国人研修施設からの英語によります119番の通報訓練となっております。

また、Net119緊急通報システム利用料につきましては、これも2件ございます。1点目については、自宅前の電線に風船が引っかかっているものということで通報がございました。2つ目が通報できるか試してみたかったという、あくまでも誤報というか、そういうふうな内容となっております。

以上です。

○議長（犬飼克子君） 佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） 災害時の手当というところで納得せざるを得ないんでしょうけれども、消防の場合のこの不用額、手当等ですね、これはどういった分析になっているのか、抜けていたのではないかなと思います。

それから、人事評価制度導入を求められて導入をしていると。2年目になって、今周知徹底させている段階だということですが、やはり早急に改善なされて、評価基準を設け、職員おのこのやる気を出させていかなければいけないだろうというふうに思います。消防に関しても同じようにこういった評価制度に変わっていくのか、その辺も確認したいと思います。

それから、この通報システムですね、件数は少ないかもしれませんが、やはり必要とされている方はいるということで、今後も有効に活用していただければと思います。

○議長（犬飼克子君） 助役鎌田節夫君。

○助役（鎌田節夫君） 人事評価につきましては、今議員さんからお話ありましたとおり、人事評価の考え方、以前ですと勤務評定ということで一方的な評定というところ、まあ、一方的でもないんですが、どちらかという評価者が評価するというだけだったんですが、この国の考え、人事評価については自己評価というのもございます。なので、その人事評価の意義の一つとして仕事に活用すると。結局自分で目標設定して、自己評価するわけですから、仕事の一つのツールにすべきだという考え方もございまして、先ほど申しましたように研修会やっております、その辺もいろいろと勉強してですね、仕事に活用していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） 総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） 消防費の関係につきましても人件費の不用額、こちらも災害等に備えた時間外手当の関係が不用額となったもので、そのほかの経費については精査しまして減額している状況でございます。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） 消防次長高橋 正君。

○消防本部次長（高橋 正君） 不用額についてはたった今明石課長が申し上げたとおりで、また人事評価システムについては黒川地域行政事務組合全体としてスタートしておりますので、消防も含まれております。

以上です。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。ほかにございませんか。15番和賀直義君。

○15番（和賀直義君） 14ページのこの歳入の再資源物売払代と再商品化配分金の、もう少し詳しく教えていただきたいなど。要するに、令和3年度いい方向に行っているのかどうかというのを知り

たいんです。

あとですね、歳出の22ページで生活排水処理基本計画及びし尿処理方針検討業務委託ということで、基本データを取ったというふうに附属資料であったんですけども、この結果ですね。早めに直さなきゃいけないのかね、その状況を今回の結果をちょっと教えていただきたいなど。

あと、25ページのごみ処理費でね、令和3年度のごみ量は減ったのか、増えたのか。特に家庭用ごみの1人当たりの量というのはどのようになったかということをお示ししていただきたいなど。
以上。

○議長（犬飼克子君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） 今御質問ございました再資源化物の売払量でございますけれども、令和3年度には再資源化物の売払業務は随意契約でやっておりますけれども、今年度、令和4年度より郡内におります業者で入札をしまして、決定をしております。（「令和3年度」の声あり）あ、3年度。

○15番（和賀直義君） 令和2年度と比較してね、リサイクルとか増えているかというのを教えてください。そういうこと、そういう質問。

○業務課長（田中孝幸君） 少々お待ちください。

再資源化の量としましては、各項目、カレットとかですね、資源鉄、資源アルミ等でございますけれども、量的に横ばいの状態でございます。処理する量的にはここ数年横ばいの状況となっております。

続きまして、先ほどお話のございました、ちょっとお待ちください。1人当たりのごみの処理量でございますが、令和3年度は1人当たりのごみ処理量、年間1日のごみの量としましては1,051グラムとなっております、実績としまして。令和2年度は1人当たりのごみの量が1,048グラムとなっております、わずかに増えているというような状況でございます。令和5年度までの目標としまして、組合のほうで目標としておる1人当たりのごみ量924グラムを令和5年度に達成するという目標を掲げておるんですけども、それに対しましては達成度87.9%ということになってございます。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。し尿分。

○業務課長（田中孝幸君） し尿処理施設につきましては、し尿処理、今黒川郡内の現状を調査しまして、将来的にし尿処理の排出量、あるいは浄化槽の排出量、その将来的な予測を立てまして、現在の施設ですと昭和56年竣工しまして、供用開始から既に41年たっている現状の施設でございます。

すので、老朽化が激しいという判定をいただきまして、様々な更新と延命化とどちらがよいかということをお話ししていただきまして、延命化はちょっと難しいということで、施設の更新という方針を今回の委託業務で決定させていただいております。将来的な人口、あるいは下水道の普及率などを考えますと、今現在の施設60キロリットル、日量60キロリットルの処理能力があるんですけども、そこまではもう必要ないということで、45キロリットルの施設に縮小して今後計画を立てていこうということでございます。

○議長（犬飼克子君） 助役鎌田節夫君。

○助役（鎌田節夫君） ただいまのし尿処理の関係で、補足説明させていただきたいと思います。

お話にありました生活排水処理基本計画策定及びし尿処理方針検討業務委託の関係で、コンサルのほうからいろいろな案が出てきておりまして、それで今年度におきましては循環型社会推進計画、し尿に関する予算いただいておりますので、その辺の検討も今行っているところでございます。その辺を考慮いたしまして、理事会にも詳しいところを説明した後で、議会のほうにも説明できればなということで、いずれにしてもし尿処理施設大分老朽化しておりまして、し尿処理施設というのは下水にはなってきておりますけれども、ずっと浄化槽汚泥の関係もございまして、必要な施設ということで今検討している段階でございますので、こういうことで報告させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。ほかにございせんか。5番渡辺良雄君。

○5番（渡辺良雄君） 附属資料の12ページ、斎場のことについてお尋ねいたします。

令和3年度781件の実績ということなんですが、その区分の中で地区外という方が75件と1割弱おられるんですけども、この地区外というのはどういうことなのか、ちょっと御説明をいただきたいなど、これ歳入でも800万円ほどあるんですけども、地区内も地区外も費用的には同率なのかどうか。この辺もちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（犬飼克子君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） この地区外という方ですけども、仙台のほうの葛岡斎場がいっぱいあるとかそういったときにこちらに来て、火葬を受けているということでございまして、地区内の方ですと火葬料金として1万円頂いておりますが、地区外の方ですと1万5,000円ということでございます。（「理解いたしました」の声あり）

○議長（犬飼克子君） 3番菊池美穂さん。

○3番（菊池美穂君） よろしくお願いたします。

決算書の30、31ページとなります。

18節の中の各種研修受講の中に含まれるかと思うんですけれども、消防職員の免許取得に係る助成金についてお伺いをいたします。

当本部では1人当たりの助成金、大型8万円、中型4万円というふうに設定をしておりますけれども、まず令和3年度の実績内訳と、またこの設定金額の立てつけとしている根拠をまずお伺いいたします。

○議長（犬飼克子君） 消防本部総務課長山家貴広君。

○消防本部総務課長（山家貴広君） ただいまの質問に回答させていただきます。

おっしゃるとおり当消防では、平成29年から要綱を定めた上で、大型免許及び中型免許取得に対する助成を行っております。ただし、予算には人数の上限を設けまして、平成29年からは3名まで8万円、中型は5名まで4万円ということで44万円、令和元年からは大型の免許取得を希望する者が多いことから8万円の5人、中型の2人ということで、52万円まで予算上限を上げまして支給しているところです。この金額設定に関しましては、平成29年当初の考え方ということで、現在一般に自動車学校で免許を取得するには、経費として大型は約35万円、中型は20万円程度かかるんですけれども、その全額というわけにはいかないということで、県内消防の動向等踏まえた上で設定した金額でございます。

回答は以上です。

○議長（犬飼克子君） 3番菊池美穂さん。

○3番（菊池美穂君） 今答弁にもございましたけれども、教習所で普通免許取得者が大型免許を取得する際には約35万円、中型は約20万円ということで、今の助成金のままだと大型でいえば約27万円は自己負担となるわけかと思えます。幾ら個人所有とはいえ、ちょっと負担が大き過ぎるのではないかと思えます。県内のほかの消防本部では多数拡充されているといったところですが、まず見解をお伺いいたします。

○議長（犬飼克子君） 消防本部総務課長山家貴広君。

○消防本部総務課長（山家貴広君） 最近県内消防の助成に係る調査を実施しましたところ、県内11消防本部中、7消防本部は当消防本部と同様に大型と中型の助成を定額化して助成しているところでした。金額に関しましては、大型に対して当消防本部は8万円に対しまして、ほかの消防には6万円から最高12万円の金額差がありました。また、一部の消防では人数を限定した上で全額助成しているところもありました。おっしゃるとおり今後の検討課題としまして、先ほど述べましたよ

うに自動車学校における大型免許取得にかかる経費、そういったものを鑑みますと、一部の消防本部のように例えば人数を数名に限定するなどした上で全額助成するとか、現在の大型助成8万円、中型4万円の金額の在り方を検討する時期に来ているのではないかと感じているところです。

以上です。

○議長（犬飼克子君） 3番菊池美穂さん。

○3番（菊池美穂君） このコロナ禍ですね、いつ誰が欠勤するか分からない中で、その緊急事態に対応するためには、確実に免許取得者確保していかなければならないというふうに思っております。答弁の中にもございましたけれども、免許取得助成の拡充、これ強く検討を求めますが、改めて見解をお伺いいたします。

○議長（犬飼克子君） 消防本部総務課長山家貴広君。

○消防本部総務課長（山家貴広君） 現在消防署におきまして、大型免許や中型免許を取得している職員はある程度の数はおりますが、その中には運転手だけではなく常に分隊長に就くことを要求される職員や、救急隊として非常時救急車に乗る職員の免許保持者も含まれております。また、消防署は4つのグループで週休が編成されていることから、常々の当直職員における大型免許必要数に対する充足はまだ不足している状態であると考えます。大型免許取得者が多いことは柔軟性のある人事異動や日ごとの2部分隊編成、現場活動の多様性にもつながります。近年は3から5名程度毎年職員を採用しておりまして、今後もそれが続いた場合は毎年一定数の割合で中型もしくは大型免許取得を希望する者が続くと思われまことに、引き続き助成については継続していきたいと考えております。

ただいま御質問ありましたように、金額の在り方、ニーズの在り方、そういったものを今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（犬飼克子君） ほかに。

それでは暫時休憩に入りまして、休憩後に行いたいと思っております。10分後の2時10分に再開いたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時07分 再開

○議長（犬飼克子君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を再開します。

8番遠藤昌一君。

○8番（遠藤昌一君） 確認なんですけれども、火葬場、ごみ処理場、最終処分場、あとし尿処理場ですか、消防用設備点検業務となっておりますが、これの支払先。そして、常備消防については点検業務委託となっておりますけれども、その違いをお聞きします。

○議長（犬飼克子君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） 今の質問でございますけれども、消防点検の支払先。はい、すみません。

○8番（遠藤昌一君） この4施設についてはですね、消防用設備点検業務となっておりますね。それから、常備消防費については消防設備点検業務委託。

○議長（犬飼克子君） ページ数を教えてください。

○8番（遠藤昌一君） いや、ページ数はいろんなとこさあつから、これ。まあ、目を通せば分かる。ただ、片方は常備消防のほう業務委託となっているし、片方は委託の字がないんですね。そこの違いをお聞きしたかったんです。

○議長（犬飼克子君） 消防次長高橋 正君。

○消防本部次長（高橋 正君） ただいま遠藤議員の質問について、御説明いたします。

業務内容につきましては、あくまでも消防用設備、消火器とか自動火災報知設備の定期点検の実施ということで、実施内容につきましては同じで、文言的に一方は文言を一部省略しているということなので、次回からはこの設備点検業務委託に関しては各部門統一させていただくということで、御理解願いたいと思います。

○議長（犬飼克子君） 8番遠藤昌一君。

○8番（遠藤昌一君） それだと納得、ありがとうございました。

では、この支払先についてはどっちのほうにお支払いしているんですか。

○議長（犬飼克子君） 消防次長高橋 正君。

○消防本部次長（高橋 正君） 点検に該当する施設によって、1社だけの業者ではなっておられません。あくまでも参考見積りとか伺って、消防本部に例えるなれば消火器誘導標識、自動火災報知設備という言葉でいうならば意外と簡易的な設備しかないもので、金額的には低いので、環境管理部門とかそういう部分についてはまた別の消防用設備が設置しておりますので、業務委託先についてはまちまちとなっております。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。ほかにありませんか。10番金子 透君。

○10番（金子 透君） 昨年度、まほろばホールの会議室を使用しての議会の開会があったと思いま

す。その使用料、恐らく議会費か総務費かどちらかで計上してあると思うのですけれども詳細と、あとこちらの議場、大和町さんの御厚意により使わせていただいております。その使用料も発生しているのであれば、両方お知らせください。

○議長（犬飼克子君） 総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、質問にお答えさせていただきたいと思います。

昨年10月ですね、大和町の議場のほう録音設備の入替えということで、急遽まほろばホールのほうがさせていただいたんですけれども、本来であれば議会費から支出するべきだと思うんですけれども、予算がございませんでしたので、総務費の19ページになります。13節使用料及び賃借料のところの会場使用料というところで7,660円ということで、こちらのほうから支出させていただいております。

あと、大和町の議場の借用に関しては、現在無償で借りているような状況でございます。

以上でございます。

無償で借りている状況でございます。

○議長（犬飼克子君） 10番金子 透君。

○10番（金子 透君） 大和町さんの御厚意により使わせていただいている黒行、これ大和町民の方々の公共の財産だと思うんですよね。黒行で議会を開催すれば電気代はかかるし、私トイレに行けば上下水道料がかかります。これは間違いなく大和町民の方の納税された財源から支払われていると思います。であるならば、きちっとお借りした分をお支払いするのが本来の筋ではないのかなと考えるんですけれども、その辺の考え方をお聞かせください。

○議長（犬飼克子君） 助役鎌田節夫君。

○助役（鎌田節夫君） 今の質問について、関連して御説明申し上げますけれども、今までの経緯です。平成3年に統合されて今の黒川行政になっているんですが、それ以前にもそれぞれの病院、消防、旧行政ですね、組合時代から大和町さんの、大和町議会様の御厚意ということで、今と同じ無償でお借りしたんですが、いろいろ書類を調べてみますと、平成22年ですから震災の前の年ですね、前の年に大和町役場さんでここに移転したということで、8月27日に決算議会、組合の場合ですと6月定例会でございますので、それに向けて大和町議会さんのほうに新しくなったわけですから、今でも無償ですけれども書類では申請いたしますので、書類で申請したと思うんです。それに対して、5月のたしか10日ですね、書類を見ますと。大和町議会の開場式というのがあったようです。その当日に議会運営委員会、そこに大和町議会の議長さん、副議長さんも入ってですね、新

しい議場になって黒川行政に対してどうしたらいいかということで、話し合いをしていただいたということがございます。そこでは今までどおり無償で貸しましょうということになりまして、その委員会の後の開場式の中でもその結果を議員さん方に報告をしたということで、大和町議会としての総意ということで今までどおり無償で貸しましょうということになりました。で、その後の8月27日の組合の決算議会がございまして、議長さんの開会宣言の前に報告ということで、大和町並びに議会の御厚意によって今までどおりお借りすることになりましたということで、報告と感謝の答弁が記録として残っております。

そういうことで、助役としての立場ではですね、そのように大和町議会さんの御厚意というものもございまして、議会としてはそれもあるものですから、慎重にその対応といたしますかね、するべきかなというふうに考えている次第でございます。

○議長（犬飼克子君） 10番金子 透君。

○10番（金子 透君） 昔のいきさつは、大変丁寧に説明いただきありがとうございます。

しかしながら、黒行という組織は4か市町村の合議体で集まっているわけですから、私がもし富谷ではなくて大和町民だったら、あら、何だべやというふうに、私だけではなくてもほかの大和町民の方でも、いろんな意味でそれぞれの自治体財政厳しい折に負担するべきものは負担するべきでないかなと。昔はそうだったろうけれども、昔の考えは昔の考え、これからのやり方はちょっと考え方変えるべきではないかなと思います。

まほろばの会場を借りたときには使用料を払っている、ここは御厚意に甘えて一切支払わない。もしこちらの会場を借りることができなければ、高額な費用をかけて議場を造らなければならないというような議論も発生してくるわけですから、ぜひここは受益者負担みたいな考え方で、どうぞ前向きな御検討をなさるべきと思ひまして、再度お尋ねいたします。

理事長、この組織の代表でありますので、今後の在り方についてお考えお聞かせください。

○議長（犬飼克子君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 本当に議場の賃貸、賃貸ではなく貸し借りというんですか、これにつきましては議会同士のお話し合いだというふうに思っております。今申合せ事項ということで、今助役が説明しましたが、新しくこちらができた段階で議会同士でのお話で、大和町無償で御利用いただくということになっておりますので、そのことについてはそれを尊重するということがございます。

改めて黒川行政議会として使用料をお支払いして、賃貸したいというようなお話があるのであれば、それは議会のほうに申し入れてもらってというか、その仲介というか町のほうではそれはやり

ますが、私がそのことについてやりましようとかと言う権限はないところでございますので、それについては議会のほうで、あと黒川行政議会としてお考えいただける、お考えといたしますか、そういった方向性をお決めいただいて、提案といたしますか、いただければその仲介を我々して、大和町議会におつなぎするということになるのではないかとこのように思います。

○議長（犬飼克子君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第9、認定第1号令和3年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第10 認定第2号 令和3年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（犬飼克子君） 日程第10、認定第2号令和3年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

会計管理者に決算の概要説明を求め、その後に業務課参事へ朗読を省略し、内容の説明を求めます。会計管理者日野正樹君。

○会計管理者（日野正樹君） それでは、議案書13ページをお開き願います。

認定第2号令和3年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書37ページ、38ページをお開き願います。下の段の歳入合計でございますが、予算現額1,098万1,000円に対し調定額、収入額ともに同額の1,098万3,893円でございます。

続いて、39ページ、40ページをお開き願います。下段の歳出合計でございますが、予算現額1,098万1,000円に対しまして支出済額が1,076万7,006円でございます。歳入歳出差引残額は21万6,887円でございます。

続いて、49ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。区分4の翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、区分5の実質収支額は21万7,000円でございます。

なお、決算附属資料の38ページに決算概要を記載しておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

以上、総括の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） 次に、業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君） 引き続き、決算書につきましては前に戻りまして、45、46ページをお開き願います。

歳入歳出事項別明細書につきまして、御説明申し上げます。まずは歳入でございます。1款1項1目市町村負担金につきましては、1,002万5,000円の予算に対しまして同額が収入済額となっているものでございます。各市町村別の負担金につきましては、富谷市から371万3,000円、大和町から299万6,000円、大郷町から196万5,000円、大衡村から135万1,000円を頂いているものでございます。

2款1項1目繰越金につきましては、94万4,044円となっているものでございます。3款諸収入ですが、こちらにつきましては民生費受託事業収入といたしまして1万4,800円、こちらにつきましては生活保護受給者の介護認定審査会の受託金といたしまして、1件当たり3,700円で4件分ということで調定しているものでございます。そのほか預金利子が49円ということになります。

次のページ、47、48ページお開き願います。歳出の御説明でございます。1款1項1目介護認定審査会費につきましては、予算額が1,098万1,000円に対しまして支出済額が1,076万7,006円で、21万3,994円の不用額となっているものでございます。内訳でございますが、1節の報酬につきましては介護認定審査会委員報酬560万4,500円を支出しているものでございます。2節、3節、4節につきましては、職員1名分の人件費となっているものでございます。8節の旅費につきましては、審査員に対しての費用弁償22万6,986円となっているものでございます。そのほかにつきましては介護認定審査会事務処理に使うものでございますので、御覧のとおりになっているものでございます。

次に、附属資料39ページお開き願います。こちらにつきましては、審査会の開催状況でございます。開催回数93回行っておりますが、そのうち新型コロナウイルス感染症防止対策といたしまして、直接対面を要する審査を避けまして書面審査のみにした回数が括弧内の44回となっております。同じページの下部のほうの表4の市町村別審査件数の合計の欄を御覧になっていただきたいと思っております。市町村別の審査件数ですが、富谷市が1,195件、大和町1,132件、大郷町が358件、大衡村が270件、そのほか生活保護分ということで福祉事務所から4件ということになっています。そのうち簡素化の件数が全体で545件となっているものでございます。

次のページ、40ページお開き願います。こちらにつきましては表5の2次判定結果を御覧ください。1次判定結果の欄にありますとおり、合計は先ほど御説明したとおり2,959件でございますが、そのうち変更件数につきましては313件となっているものでございます。これは1次判定結果から2次判定結果で変更された件数となっているものでございます。続いて2次判定結果ですね、横の欄になりますが、2次判定結果の欄を御覧ください。非該当から要介護5までありますが、その列の太枠に入っている数値が変更なしという形で表記しているものでございます。この表をまとめたものが下の6番にあります。変更なしの件数が全体で2,646件ございまして、全体の89.4%が変更なしとなっているものでございます。同じ表にありますとおり重度変更、1より重くなるという形になりますが、こちらにつきましては1段階、2段階の変更を合わせて10.6%の重度変更をされているものでございます。軽度については、変更はゼロ%となっています。次の41ページにつきましては、先ほど会計管理者のほうから決算報告があったものを表記しているものでございますので、御覧になっていただきたいと思えます。

続きまして、42ページお開き願います。こちらにつきましては主要施策の概要でございますが、こちら全体会議でございますが、こちら4月に予定しておりますが審査会、前年度の審査状況の報告、それから合議体の編成という形で4月に全体会合をするものでございましたが、こちら新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして中止という形になります。また、その下の欄でございますが、宮城県のほうで主催しております介護認定審査会の技術向上を図るということで、年度末に行っております研修会、こちらにつきましても対面で皆さんで集まって研修するのは新型コロナ対策の一環で中止という形になりまして、代わりまして宮城県で研修用の動画を作成していただきまして、こちらについて各おのおの視聴するという形にさせていただいたというものでございます。

事務局体制でございますが、各職員業務課兼務ということで、5名によって審査資料を事前に確認しまして、審査会の開催1週間前に各委員に資料を送付するという形で審査会運営を図ってまいりました。先ほど申し上げましたとおり、書面のみで2次審査という形で集計を行って、各市町村に報告するという形となっているものでございます。

以上で、令和3年度介護認定審査会特別会計の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（犬飼克子君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） 件数が増えて、回数が減っている。回数が減っていて、書面でやっている

44件ということですが、書面でのやり取りの中でかなりな情報が入っているわけで、その書面のやり取りの安全性といいますか、その辺はどのように確保されているんですか。

○議長（犬飼克子君） 業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君） 書面審査の情報のやり取りという形でございますが、こちらにつきましては資料が各市町村から提出されて、その審査する資料につきましては郵送で各委員さんのほうに送付します。その送付した資料の中に返信用の封筒、具体的にいうとゆうパックなんですが、そちらを返信用として入れまして、資料と一緒に回答用紙もこちらに送り返していただくという形になっております。それで、本来ならば審査会の当日まで送っていただきまして、その回答用紙につきましてはこちらのほうで集計させていただきまして、2次審査をします。その送り返していただいた資料につきましては秘密保持のための廃棄物ということで、こちらのほうで廃棄物処理業者と契約を結んでおりますので、段ボール箱に梱包して、そちらのほうで処理していただくという形で機密保持は守られているという状況になっております。

以上です。

○議長（犬飼克子君） 7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） 郵便で送っているということですが、それは簡易書留とか、書留とか、そういった方法を取っているのでしょうか。それから、やはり情報漏えいなり先ほど言った安全の確保というところには、ちょっと不備な点があるのではないかと思います、その辺についてもう一度お願いします。

○議長（犬飼克子君） 業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君） その資料の送付、郵送方法につきましては、具体的にいうとゆうパケットで送らせていただいております。こちらについては御存じのとおりポストインという形にはなりますが、その資料の中身なんですが、それぞれの審査する方々の氏名、住所につきましては全てマスキングしておりまして、名前、年齢、住所等々、それから当然介護保険の番号等もありますが、それにつきましては資料作成のときに既にマスキングして送っております。委員の先生方につきましては、その状態だけを確認しまして、何番ということで、この審査資料の何番の方という形でしか情報は分かっていないのでありますので、その症状とその個人名については紐づけされていないということになっております。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めま

す。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第10、認定第2号令和3年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第11 認定第3号 令和3年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別
会計歳入歳出決算の認定について

○議長（犬飼克子君） 日程第11、認定第3号令和3年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

会計管理者に決算の概要説明を求め、その後に業務課参事へ朗読を省略し内容の説明を求めます。
会計管理者日野正樹君。

○会計管理者（日野正樹君） それでは、議案書14ページをお開き願います。

認定第3号令和3年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について、別紙監査委員の意見書を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の50ページ、51ページをお開き願います。下段の歳入合計でございますが、予算現額95万7,000円に対し調定額、収入額ともに同額の95万6,595円でございます。

続いて、52ページ、53ページをお開き願います。下段の歳出合計でございます。予算現額95万7,000円に対し支出済額が91万7,185円でございます。歳入歳出差引残額3万9,815円につきましては、翌年度へ繰り越すものでございます。

62ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。区分4の翌年度へ繰り越す財源がございませんので、区分5の実質収支額は4万円でございます。

なお、決算附属書の43ページ以降に決算の概要を記載しておりますので、後ほど御覧をお願いします。

以上、総括の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（犬飼克子君） 次に、業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君） 引き続き、決算書で御説明させていただきたいと思っております。前に戻り

まして、58、59ページお開き願いたいと思います。

歳入歳出事項別の歳入の分について御説明申し上げます。1款1項1目市町村負担金につきましては、予算額92万5,000円に対しまして同額が収入済額となっているものでございます。内訳ですが、富谷市から30万6,000円、大和町から35万7,000円、大郷町から14万4,000円、大衡村から11万8,000円を頂いているものでございます。

続いて、2款1項1目繰越金については3万1,589円。3款諸収入につきましては預金利子で6円ということになっております。したがって、最後の下のところでございますが、合計で予算額95万7,000円に対しまして、収入済額95万6,595円という形になっているものでございます。

続きまして、60ページ、61ページお開き願います。歳出の事項別明細でございます。1款1項1目障害支援区分認定審査会費の歳出でございますが、95万7,000円の予算額に対しまして91万7,185円、不用額が3万9,815円となっているものでございます。内訳でございますが、78万9,500円が障害支援区分認定審査会委員の先生方の報酬でございます。8節の旅費につきましては、審査会委員に対しての費用弁償4万219円ということになります。そのほかにつきましては、資料作成に要した事務費でございます。

附属資料の44ページ、お開き願いたいと思います。先ほどの介護認定審査会特別会計と同様でございますが、審査会開催状況でございますが、昨年度の審査会開催は12回で、新型コロナウイルス感染症対策で書面のみで行ったのが6回という形になっております。審査件数でございますが、下の表の件数を御覧になっていただきたいと思います。富谷市が73件、大和町が50件、大郷町が28件、大衡村が13件となっているものでございます。

次の45ページお開き願います。こちら介護認定審査会同様でございますが、1次判定の下の欄、158件が審査件数でございますが、こちらで2次判定で変更した件数が11件ということになっているものでございます。その下でございますが、1次判定と2次判定の比較でございますが、変更なしが147件で、重度変更が、1段階変更が11件ということで、軽度変更にしたものはゼロということになっているものでございます。

次の46ページにつきましては、こちら先ほど会計管理者が冒頭で御説明した歳入歳出決算の状況をまとめておりますので、御参照願いたいと思います。

続きまして47ページでございますが、こちら主要施策の概要でございますが、こちらにつきましても介護認定審査会同様、全体会議、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために中止となっているものでございます。

以上で、令和3年度障害支援区分認定審査会特別会計の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（犬飼克子君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第11、認定第3号令和3年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第12 認定第4号 令和3年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定について

○議長（犬飼克子君） 日程第12、認定第4号令和3年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

会計管理者に決算の概要説明を求め、その後に業務課長へ朗読を省略し内容の説明を求めます。会計管理者日野正樹君。

○会計管理者（日野正樹君） 議案書の15ページをお開き願います。

認定第4号令和3年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定について、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の63ページをお開き願います。病院事業会計決算報告書になります。

（1）収益的収入及び支出でございます。病院事業収益の決算額は2億149万6,068円でございます。病院事業費用の決算額は9億2,319万837円でございます。

次に、64ページを御覧願います。（2）資本的収入及び支出でございますが、収入となる資本的収入の決算額は7億8,413万6,933円で、内訳は市町村負担金と企業債でございます。資本的支出の決算額は7億8,413万5,584円で、内訳といたしましては、企業債償還金としまして借入金の元利償還金、建設改良費としまして医療機器の購入費でございます。

なお、令和3年度からの運営方法をこれまでの料金代行制から利用料金制に移行しております。それを反映した決算内容となっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、決算附属資料の48ページ以降に決算概要を記載しておりますので、後ほど御覧願います。

以上、総括の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、決算の内容につきまして御説明申し上げます。

引き続き、決算書の63、64ページを御覧ください。

病院事業会計決算報告書でございます。ただいま会計管理者の報告と重複する点につきましては、説明を省略させていただきます。

収入につきましては、令和3年度より利用料金制に移行したことに伴いまして、組合病院事業会計におけます医業収益につきましては、構成市町村からの負担金1,000万円だけとなっております。診療に伴います収益関係の計上はございませんので、前年度までの決算額と比べまして大幅な減額となっております。

次に、支出の病院事業費ですが、決算額の右の欄にあります地方公営企業法第26条第2項の決定による繰越額の欄を御覧ください。先ほど諸般の報告で御説明ありましたとおり242万円、令和4年度に事故繰越させていただいております。

続きまして、64ページを御覧ください。（2）資本的収入及び支出でございます。資本的収入額の内訳につきましても、先ほど会計管理者の報告のとおりですが、補助金の詳細につきましては、平成30年度に電子カルテシステムを更新した際の財源であります企業債償還金の支払い分を、管理者側から頂いているものでございます。資本的支出につきましては、御覧のとおりでございます。

続きまして、決算概要について御説明申し上げます。附属資料48、49ページにつきましては、先ほど会計管理者からお話のありましたとおりでございます。後に御確認ください。

ページ飛びまして、52ページを御覧ください。業務量でございます。入院外来患者数及び収入でございますが、一般病棟につきましては前年度対比で4,722人の増加となっておりますが、収入につきましては利用料金制への移行により8億8,142万円の減となっております。同じく回復期病棟につきましても前年度対比で289人の増加で、収入につきましては5億1,473万2,000円の減となっております。続いて、外来患者数につきましては756人の増加、収入は10億5,305万1,000円の減少となっているものでございます。各科別の患者数につきましては、入院は前年対比合計で5,011人増加しており、外来に関しましても756人増加しております。病床利用率につきましては、一般病棟につきましては66.2%、回復期リハビリテーション病棟につきましては71.3%となっており、前年度より稼働率は改善されております。

53ページにつきましては、利用圏別の患者数をまとめたものでございますので、御参照願います。

54ページから56ページまでは先ほど会計管理者が説明した内容を細かく整理したものでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、57ページ御覧ください。こちらにつきましては、構成市町村からの負担金、あるいは出資金を市町村ごとに整理したものでございます。関係市町村より総額4億9,743万2,000円の御負担をいただいております。詳細については御覧のとおりでございます。

次に、58ページを御覧ください。先ほど会計管理者より決算報告をいただきましたが、その明細について御説明申し上げます。この収益費用明細書につきましては消費税抜きの表記になっておりますので、決算書の報告書の数値と若干のずれがございますので御承知願います。

まず、収益でございます。病院事業収益総額は2億142万3,492円となっております。医業収益につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、利用料金制移行に伴いまして、令和3年度の決算から組合としての事業収益の計上はございませんので、その他の医業収益といたしまして構成市町村からの負担金のうち救急医療運営補助金に係るもの、1,000万円のみ計上となっております。次に、医業外収益でございます。1つ目は受取利息及び配当金でありまして、預金利息と貸付利息でございます。次の他会計負担金につきましては、市町村からの負担金でありまして、企業債償還にかかります利子分並びに病院の管理運営費と事務職員の人件費等に要する負担金であります。続いて、その他医業外収益としまして、売店や販売機等の使用料のほか、電子カルテシステムに係る起債償還の利子の指定管理者負担分について頂いたものとなっております。さらに消費税関係の雑収益でございます。続きまして、長期前受金戻入益につきましては現金収入の伴わない収益となりますが、寄贈により取得しました固定資産、あるいは補助金を活用して整備した固定資産の減価償却費の相当額分を地方公営企業法の規定に基づきまして、毎年度繰越収益として収益計上しているものでございます。特別利益につきましては、過年度の繰延収益の経理誤りの修正分と、保険診療切替えに伴う未収金の再計上となっております。

引き続き、費用でございます。病院事業費用につきましては総額9億2,313万1,605円でございます。医業費用の内訳でございますが、給与費につきましては組合の事務職員1人分に係ります給料、手当、あるいは法定福利費などの人件費でございます。次に、経費でございます。厚生福利費につきましては事務職員1人分の健康診断料でございます。消耗品費につきましては、コピー料金でございます。修繕費につきましては、協定書に基づきまして予定価格20万円を超える修繕は組合の負担となっておりますので、医療機器並びに設備の修繕を実施したものでございます。修繕項目の詳細

細につきましては、62ページの令和3年度主要施策の概要を御参照願いたいと思います。59ページにお戻りいただきまして、保険料につきましては病院建物、収容財産に掛けております保険料でございます。通信運搬費は郵便料となっております。続いて、令和3年3月以前に収益計上しておりました室料差額収益、公衆衛生活動収益、その他医業収益分について令和3年4月以降に入金されたものを指定管理者委託料として支出しております。次に諸会費につきましては、自治体病院の関連する各団体、協議会に対して負担金を支払ったものでございます。交付金につきましては、令和3年3月以前に収益計上しておりました入院収益、外来収益に係ります診療報酬分につきましては、指定管理者に支出したものでございます。協定書に基づきまして、運営交付金7,000万円を同じく指定管理者に支出しております。60ページ御覧ください。補助金につきましても、救急医療運営費としまして、協定書に基づき指定管理者に1,000万円の補助金として支出しております。雑費につきましては、消費税の申告計算の際に発生したものでございます。次の減価償却費につきましては、規定に基づきまして建物、機械備品、リース資産の減価償却を行ったものでございます。次の資産減耗費につきましては機械備品の更新に伴いまして不要となりました機械備品を廃棄した際に、帳簿上の紛失分を除去費として損失計上したものでございます。続きまして、医業外費用でございます。支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債償還の利子分、一時借入金利息、長期借入金利息については資金不足の際に金融機関より一時借り入れた際の利息でございます。特別損失につきましては、自由診療から保険診療扱いに変更した受診者がいたことで、自由診療分にかかります未収金15万6,000円を減額調整しましたので、特別損失に計上処理したものでございます。さらに利用料金制移行に伴いまして、これまでの収益の計上額について改めて精査しました際、令和3年3月以前の医業収益につきまして収益が多く計上されていたことが判明したため、それに伴い収益額の減額修正が必要となりまして、特別損失という形で処理させていただいております。以上が、決算報告書の明細となっております。

続きまして61ページ、固定資産明細書でございます。（1）有形固定資産明細書でございます。土地、建物、リース資産に増減はございません。機械備品のみ更新、あるいは更新に伴う廃棄をしておりますので、帳簿上増減を伴っております。機械備品の整備状況の詳細につきましては、63ページ中段の建設改良費を御参照ください。

決算書にお戻りいただきまして、決算書の65ページをお開き願います。病院事業会計の損益計算書でございます。これまで御説明申し上げました病院事業における収益、あるいは費用の状態を表しております。令和3年度における病院事業の財政状況につきまして、損益計算書で御報告申し上げ

げます。1の医業収益でございますが、利用料金制の移行に伴いまして、令和3年度決算より入院収益、外来収益とも計上額はございません。その他医業収益の1,000万円のみとなっております。それに対しまして、2の医業費用でございますが、8億3,899万376円となっております。医業収益、医業費用を差し引きますとマイナス8億2,899万376円となり、医業損失計上の赤字となっております。3の医業外収益につきましては1億8,811万6,262円、4の医業外費用は3,645万8,100円でございますので、医業外収益につきましては1億5,165万8,162円の黒字でございますが、医業収支がマイナスとなっております。その分相殺しましてもマイナス6億7,733万2,214円となり、医業損失計上の赤字となっております。66ページを御覧ください。特別利益330万7,230円、特別損失4,768万3,129円でございます。経常損失からさらに損失額が増加しまして、令和3年度の当年度純損失につきましてはマイナス7億2,170万8,113円でございます。この要因としましては、医業収益の計上がなくなりましたが、一方で令和3年3月以前の診療行為に係ります交付金あるいは委託料を指定管理者のほうに支出しているためでございます。あわせて減価償却費分のものも加わり赤字額が大きくなったという要因となっております。前年度からの繰越欠損金35億1,758万6,262円に当年度の純損失分がさらに増加いたしまして、当年度未処理欠損金につきましては二重線のアンダーラインにございますとおり42億3,929万4,375円となっております。

続きまして、67ページをお開き願います。貸借対照表でございます。貸借対照表につきましては、令和4年3月31日時点の財政状態を表しております。資産の部でございますが、2、流動資産でございます。こちら令和3年度から利用料金制に移行した影響に伴い、流動資産勘定科目においては前払金の計上がなくなりまして、未収金も大幅な減額での計上となっております。総額7,745万4,597円の帳簿残高となっております。1の固定資産と合わせました資産総額は36億7,261万1,344円でございます。68ページを御覧ください。3の固定負債につきましては、令和5年度以降に支払い返済が生じる債務を計上しております。逆に4の流動負債につきましては、令和4年度中1年以内に支払い返済が生じる債務を計上しております。5の繰延収益につきましては、地方公営企業法の規定に基づきまして寄贈により取得した固定資産、あるいは補助金を活用して整備した固定資産の相当額が計上されているものでございます。

次のページ、69ページの6、資本金でございますが、(1)自己資本金、ロ繰入資本金につきましては各市町村からの出資金であり、資本金合計で57億320万8,912円でございます。7の剰余金でございますが、当年度未処分利益剰余金マイナス42億3,929万4,375円でございます。この当年度未処分利益剰余金につきましては、損益計算書の欠損金と金額が一致しておりますので御確認お願い

いたします。またあわせまして、貸借対照表資産の総額と負債と資本の総額、それぞれ貸借一致しておりますので、貸借合計額につきましてもあわせて御確認をお願いいたします。

70ページを御覧ください。キャッシュフロー計算書でございます。令和3年度における現金預金の動きを整理したものでございます。4の資金減少額にありますとおり、1,426万151円の資金が減少したものでございます。5の資金期首残高、令和3年4月1日現在4,232万6,276円の残高で、6の資金期末残高、令和4年3月31日現在2,806万6,125円の残高になったという資金の動きでございます。これにつきましても67ページにお戻りいただきまして、貸借対照表の現金預金残高と一致しておりますので御確認ください。

71ページをお開きください。上の表につきましては、病院事業会計の欠損金計算書でございます。欠損金につきましては、先ほど損益計算書で御説明申し上げたものについて表形式で取りまとめたものでございます。表内の金額につきましては、65ページ、66ページの損益計算書の計上額と一致しておりますので御確認をお願いいたします。下の表、欠損金処理計算書でございますが、今回の未処理欠損金につきましては、増額、減額の処理などは行わず、そのまま令和4年度に全額繰り越すことにしております。

72ページでございます。注記でございます。損益計算書、貸借対照表等、今回決算書を作成の際におけます考え方について明記したものでございます。

以上が、令和3年度病院事業会計の決算であります。説明を終わります。

○議長（犬飼克子君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

それでは、休憩後に質疑を行いたいと思います。10分間の休憩を行います。3時15分に再開いたします。

午後 3時07分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長（犬飼克子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

質疑ありませんか。11番高橋正俊君。

○11番（高橋正俊君） それでは、1点だけお伺いします。

決算附属資料の60ページ、一番上の補助金1,000万円、救急医療運営費というのですね、先ほど説明あったんですけども、ちょっと私理解できなかったんですけども、もう一度その辺の詳し

い説明をお願いしたいと思うんですけども。

○議長（犬飼克子君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） この補助金1,000万円ですけども、救急医療運営補助金ということで、救急車等で救急に運ばれる患者さんたち、そういった者を受け入れるための補助金ということで、1,000万円の補助金となっております。

○議長（犬飼克子君） 11番高橋正俊君。

○11番（高橋正俊君） そうすると、これは指定管理者というのは、病院のほうで受け取る補助金なんですか。

○議長（犬飼克子君） 助役鎌田節夫君。

○助役（鎌田節夫君） 議員さん、補足させていただきたいと思います。

この1,000万円につきましては、指定管理の協定書の中でこの1,000万円を交付するというところで決まっております、毎年出てくるものでございます。

○議長（犬飼克子君） 11番高橋正俊君。

○11番（高橋正俊君） そうすると、病院指定管理ですね、7,000万円で任せているという私記憶にあるんですけども、そうすると7,000万円ではないということなんですか。

○議長（犬飼克子君） 助役鎌田節夫君。

○助役（鎌田節夫君） はい。7,000万円プラス1,000万円ということで、8,000万円でございます。

○議長（犬飼克子君） ほかにありませんか。7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） この利用料金制に移行してというところですね、前年度比92.9%の減とか、そういったような資料になっています。今まで見せていただいていた決算書と大分違うわけですね、もしこれが移行していなかった場合、どういった数字になったかというのは見ておられるのか。または、この制度に移行して簡単かというと分かりやすく、こういうところが改善されてよくなっているんですというところがあるのか。その辺を御説明願いたい。

○議長（犬飼克子君） 財政課長日野正樹君。

○財政課長（日野正樹君） 決算内容昨年度と比べてという質問内容についてだったんですが、まず決算内容については昨年度と同様の決算ということになってございます。大きく変わったところはないということだったんですが、今回御質問いただいているところにも関連してくるんですが、まず料金について直接組合のほうを通して病院側さんのほうに、協会側さんのほうにということがなくて、直接利用料金ということで協会さんのほうに収入していただくと。その関係で交付金に関しても組

合から出すということではなくて、交付しなくなったということで、その手続に関しては軽減されているということでは考えております。以上、大きく変わったのはその辺かなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） 佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） 組合としてはね、そういうふうになっているんだということは理解できるんですけども、この数字を見たときに改善されているのかな、ちょっと厳しくなっているな、どこをどのように見れば判断できるか。やっぱり分かりにくくなっていますよね。特に今回から変わっているので、その辺の状況がもう少しこう分かりやすくしていただければ、我々も地元に戻って聞かれたときに説明できるんですけども、ちょっとこれだと改善されているのか、厳しいのか、これからどうだっていうところがなかなか分かりづらいです。まあ、分からなくてはいけないんでしょうけれどもね。なので、今回このようになっているけれども、まあ、前年並みで推移していると、で、事務量は減っているのその分違うところに力を注げるんですよと、そういうところをお話していただければ少しはいいのかなと思うんですけども、いかがですか。

○議長（犬飼克子君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） 今の御質問ですけども、お手元に配付しておりますこちらの資料、病院事業会計、訪問看護ステーション事業会計決算説明資料、こちらのほうをちょっと御覧いただきまして、これが指定管理者のほうから出ている資料でございます。こちらのほうの14ページ御覧になっていただいて、14ページにあります令和3年度医業収益、ここに27億8,672万3,000円とございます。これが去年まででしたら組合の決算書、報告書の医業収益に入ってくる金額でございます。去年までの決算でしたらこの収益額がここに入ってくるということで、これで見えていただくとお分かりになると思うんですが、令和2年度25億7,653万3,000円よりも2億円ほど令和3年度は改善されているということになります。こういった今佐々木議員さんのほうからもお話ありましたけれども、こういった事務事業、私ども全て今までは、令和3年度まではずっとやってきたんですけども、そういった事務事業がなくなったということで、大幅に仕事の効率は改善されているということでございます。

以上でございます。（「了解」の声あり）

○議長（犬飼克子君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第12、認定第4号令和3年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第13 認定第5号 令和3年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業
会計決算の認定について

○議長（犬飼克子君） 日程第13、認定第5号令和3年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを議題といたします。

会計管理者に決算の概要説明を求め、その後に業務課長へ朗読を省略し内容の説明を求めます。
会計管理者日野正樹君。

○会計管理者（日野正樹君） 議案書16ページをお開き願います。

認定第5号令和3年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定について、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の73ページをお開き願います。訪問看護ステーション事業会計決算報告書になります。収益的収入及び支出でございますが、事業収益の決算額は639万7,877円でございます。次に、事業費用の決算額は1,037万8,613円でございます。

なお、訪問看護ステーション事業会計につきましても、令和3年度からの運営方法をこれまでの料金代行制から利用料金制に移行しておりますので、それを反映した決算内容となっております。

また、決算附属資料66ページ以降に決算概要を記載しておりますので、後ほど御覧願います。

以上、総括の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、説明させていただきます。

訪問看護ステーション事業会計についてでございます。決算書73ページ、決算報告書につきましては、今会計管理者が御報告したとおりでございます。

続いて、決算概要について説明申し上げます。決算附属資料66ページについては会計管理者が今御説明したとおりでございます。

67ページをお開きください。67ページ下段から69ページまでにつきましては、先ほど決算概要で

御報告申し上げました内容を詳細に整理したものでございます。業務量あるいは事業収益、費用に関する事項を掲載させていただいております。

繰り返しになりますけれども、利用料金制への移行に伴いまして、訪問看護事業収益につきましてはゼロとなっておりますので、御承知いただきますようお願いいたします。

続きまして、70ページを御覧願います。収益費用の明細につきまして、御説明申し上げます。ステーション事業におきましては消費税が関係いたしませんので、決算額と同じ金額になっております。まず、上段の収益でございます。訪問看護事業収益につきましてはゼロでございますので、記載しておりません。次に、訪問看護事業外収益でございますが、受取利息及び配当金であり、預金利息となっております。続いて特別利益につきましては、ステーション事業会計におきましても利用料金制以降にあたり、これまでの収益の計上額について精査しましたところ、令和3年3月以前における事業収益についてステーションでは収益が少なく計上されていたことが判明しましたので、収益額の増額修正が必要となりまして、特別利益という形で処理させていただいております。続きまして、費用でございます。ステーション事業会計におけます事業費用につきましては交付金のみで計上となっており、令和3年3月以前に収益計上しておりました訪問看護収益に係ります診療報酬分と指定管理者に支出しておりますステーション事業につきましては、人件費あるいは減価償却費などはございませんので、指定管理者への診療報酬交付金以外の費用計上はございませんので御報告申し上げます。

続きまして71ページ、固定資産明細書でございます。ステーション事業におきましては車両のみが資産となっておりますので、令和3年度におきましては帳簿額の増減などはございません。

以上が、決算報告書の内訳となっております。

それでは決算書にお戻りいただきまして、決算書の74ページをお開き願います。訪問看護ステーション事業会計の損益計算書でございます。これまで御説明申し上げました訪問看護ステーションにおけます収益、あるいは費用の状態を表しております。ステーション事業会計につきましては附属資料のほうで御説明を申し上げました内容で、収益、費用、それぞれ金額が計上されておりますが、収益より費用が上回りましたので、74ページの下のほうになります当年度純損失398万736円の損失計上となっております。前年度からの繰越利益剰余金397万1,226円がございますので、当年度の純損失分と相殺しまして、当年度については未処理欠損金となりまして、一番下の二重線アンダーラインにございますとおり、9,510円の欠損金を計上しております。これにつきましては事業収益の計上がなくなりましたが、令和3年3月以前の診療行為に係ります交付金を指定管理者に支出

したことが要因となっております、赤字となったものでございます。

続きまして、75ページ貸借対照表でございます。貸借対照表につきましては、令和4年3月31日時点の財政状態を表しております。資産の部でございますが、2、流動資産でございます。令和3年度から利用料金制に移行した影響に伴いまして、流動資産勘定科目におきましては前払金の計上がなくなり、未収金も減額での計上となっております、898万2,616円の帳簿残高となっております。1の固定資産と合わせました資産総額は916万7,030円でございます。76ページを御覧ください。ステーション事業の負債につきましては、3の流動負債のみとなっております、令和4年度中の支払い返済が生じる債務といたしまして未払い金3,540円のみを計上しております。4の資本金でございますが、令和3年度中におきましては帳簿額に増減はなく397万6,000円でございます。5の剰余金でございますが、利益剰余金から当年度未処分利益剰余金を差し引きまして518万7,490円でございます。この当年度未処分利益剰余金につきましては、損益計算書の欠損金と金額一致をしておりますので御確認をお願いいたします。またあわせまして、資産の総額と負債と資本の総額、それぞれ貸借一致いたしておりますので、貸借合計額につきましてもあわせて御確認をお願いいたします。また、資金不足の関係でございますが、ステーション事業会計につきましては、流動負債を流動資産が大幅に上回っておりまして資金不足は発生しておりませんので、適正に運営されている状況となっておりますので、御報告を申し上げます。

次に、77ページを御覧ください。キャッシュフロー計算書でございます。令和3年度中におけます現金あるいは預金の動きを整理したものでございます。4の資金増加額にありますとおり、年度期間中を通じまして376万3,765円の資金が増加しております。5の資金期首残高、令和3年4月1日現在の504万3,792円の残高で、6の資金期末残高、令和4年3月31日現在で880万7,557円の残高になったという資金の流れを見たものでございます。これにつきましても75ページにお戻りいただきまして、貸借対照表の現金預金残高と一致しておりますので御確認をお願いいたします。

続いて、78ページを御覧ください。上の表につきましては剰余金計算書でございます。剰余金につきましては、先ほど損益計算書で御説明申し上げたものにつきまして、表形式で取りまとめたものでございます。表内の金額につきましては、74ページの損益計算書の計上と一致しておりますので御確認をお願いいたします。その下の表、欠損金処理計算書でございますが、今回の未処理欠損金につきましては増額、減額の処理などは行わず、そのまま令和4年度に全額繰り越すことになっております。

79ページでございます。注記でございます。損益計算書、貸借対照表等々、今回の決算書作成の

際におけます考え方について明記したものでございます。

以上が、令和4年度訪問看護ステーション事業会計決算書でございます。説明を終わります。

なお、先ほどお話ししましたこちらの病院からの資料でございますが、こちらにこのステーションの収益が記載されております。15ページ御覧ください。15ページの訪問看護ステーション、令和3年度の事業収益でございます。5,859万7,000円の収益があったということでございまして、令和3年度以前であれば、この数値がこの決算書に記載されているはずだったということでございます。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第13、認定第5号令和3年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第14 報告第1号 令和3年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率の報告について

○議長（犬飼克子君） 日程第14、報告第1号令和3年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率について報告があります。財政課副参事碓井 豪君。

○財政課副参事（碓井 豪君） それでは、議案書17ページをお開き願います。

報告第1号令和3年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率の報告についてでございます。

認定前に代表監査委員より各種会計決算審査及び財政健全化について審査意見をいただいたところでございますが、病院事業会計、訪問看護ステーション事業会計、いずれも資金不足は生じていない状況でございますので、ここに御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） 以上で、日程第14、報告第1号令和3年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率についての報告を終わります。

これをもって本日の日程を全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第4回黒川地域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後3時36分 閉会

以上、上記会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため署名する。

令和4年9月30日

黒川地域行政事務組合議会

議 長 犬 飼 克 子

署名議員 佐々木 春 樹

署名議員 遠 藤 昌 一